

9月19日（火）

令和 5 年 9 月 19 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	(同)
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。9月19日、皆さん、今日は何の日か御存じでしょうか。

ニュージーランドの女性の友人からLINEが届きました。読ませていただきます。

「9月19日は、世界で初めて国レベルでの女性参政権をニュージーランドが獲得した日です。今年は130年目の節目の年。記念式典をZoomで一緒に見ませんか」という誇りに満ちた文面内容でした。

片や、新閣僚に5人の女性が登用されたものの、副大臣28名、政務官26名の全てが男性という内閣人事が行われているというのが、日本の現状です。

記念すべき日に、一人の議員として登壇できることに身の引き締まる思いです。

そのような中、今日は、私の事務所のインターン生、宮崎公立大2年の長友陽奈詩さん、奈須成美さんが来てくれています。ありがとうございます。

2人は、県内の大学生15チームが参加した政策立案コンクールで優勝を果たしました。2人のテーマは「みんなの声が届く日本」。生まれ育った宮崎のジェンダーギャップ指数の低さに着目して、女性を含む多種多様なリーダーが必要として、解決策を提案しました。

先人の知恵と努力、そしてこれから羽ばたく若者のみずみずしい感性には、時代をつくる力

があると信じています。

まずは足元から、みんなの声が届く宮崎の実現に向けて、質問に入ります。

1問目は、日本一挑戦プロジェクトの「子ども・若者」について、知事に伺います。

日高陽一議員の代表質問に対し、河野知事は「合計特殊出生率日本一」という目標を示し、「特に第2子以降の希望を後押しする」との答弁もありました。

この話を聞いたとき、国や全国の自治体の子供支援策でも、第2子以降、つまり多子優遇策があふれる中で、「宮崎は第1子から応援します」と打ち出すことはできないのかなと、私は感じてしまいました。

そこで質問します。「子ども・若者プロジェクト」において、第2子以降の希望を後押しすることの意図を知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

県では、子育て支援対策として、これまで全ての子供・子育て世帯に対し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできたところであります。

しかしながら、夫婦が理想とする子供の数と、予定する数にはまだまだ開きがあることから、少子化対策を進める上で、希望する家庭が希望する子供の数を持てるように支援することが重要と考えております。

本県の特徴としまして、多子世帯の割合が高いことなどが挙げられ、その背景には、通勤時間の短さや男性の家事時間の長さなど、夫婦で子育てしやすい恵まれた環境があり、こうした強みを生かした施策が有効であると考えており

ます。

このため、もちろん第1子も含めて子供を持つ、そういう希望をかなえるサポートにしっかり取り組んでいくわけではありますが、今申し上げましたような考え方、事情・背景から、特に「子ども・若者プロジェクト」では、第2子以降の希望を後押しする施策を構築することとしたところであります。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

県内自治体でも、第1子支援が既に始まっています。人口増加率県内トップの三股町は、9月から制度上、第1子の保育料無償化に乗り出しました。理由として、「世帯内の児童数に関わらない支援が行える」「現行制度に多子世帯優遇の不満感を抱く保護者もいる」との説明がありました。

代表質問で答弁がありましたが、これまでの枠にとらわれない来年度予算、知事の強いリーダーシップに注目しています。

ここからは、子供の命や学びに関わる問題を10問取り上げます。

まず最初に、ホーユーの業務停止に伴う特別支援学校における県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） ホーユーの業務停止に伴い、影響を受けた特別支援学校は5校であり、今回の事態を受け、各学校で保護者説明会を行った後、学校とホーユーとの契約は、県教育委員会により、9月9日付で解除いたしました。

契約解除直後は、5校とも給食を停止し、弁当などで対応しておりましたが、順次給食を再開し、本日までに全校で給食を再開しております。

なお、給食業務を行う調理員につきまして

は、新たな委託業者との契約が決定するまで、県で直接雇用することとしております。

特別支援学校の給食は、刻み食やペースト食にするなど、より慎重な対応が必要であるため、今後とも各学校と連携し、児童生徒に安全・安心な給食を提供できるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 本日から全5校で給食を再開できるとの答弁に、ひとまず安心いたしました。

担当の財務福利課に確認したところ、今回影響を受けたのは、特別支援学校5校の全児童生徒約373人、そのうち外注弁当で対応したのは290人、家庭から弁当を持参しなければならなかったのは69人、さらに別の1人は刻み食が必要な児童生徒でしたが、家庭の事情で弁当を持ってくることは難しく、弁当対応を行った4日間については、昼食の前に早退して、デイサービスに連れて行って刻み食を食べるという対応を迫られたと聞いております。

約20年前までは、県が直接雇用する調理員が調理していましたが、行財政改革の一環で民間委託が進みました。ホーユーとの契約開始は8月1日からで、僅か1か月余りでこのような事態が起きたわけです。

民間に委託する際の契約の在り方、民間に委託するのではなく、行政が守るべき分野もあるのではないかと。命に関わる公共サービスの在り方が問われる出来事です。今後もしっかりとした対応を求めて、次の質問に移ります。

県内の保護者からメールをいただきました。読ませていただきます。

小学5年と5歳の2人の息子を育てながら、フルタイムの仕事をしています。5歳の子はダウン症で、来年度にはみやぎ中央支

援学校に入学する予定です。新1年生の通学は原則、保護者送迎となっているようですが、受入れ時間は8時40分と決められ、それ以前は不可。この方針は昔からですとの説明でした。

地域の公立小学校に通う長男は7時半に登校し、同じ義務教育なのに、この差はどうしてなのかなと疑問です。

周囲に聞くと、時間まで駐車場で待つ、職場に相談して、時短勤務やフレックスタイムのような調整をする。ファミリーサポートセンターの有償ボランティアをお願いするものの、対応できるボランティアがいるかも分からない状況です。

今は共働き世代も多いですし、頼れる身内もない家庭では、このルールは非常に厳しく、今の時代に合っていないと思います。困っていることを知っていただくことが必要だと思い、連絡させていただきました。突然で申し訳ありません。

という、とても丁寧な文面でした。

そこでお伺いします。特別支援学校の登校時間を早めることができないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学校におきましては、登校時、保護者から引継ぎを受けた直後から、児童生徒一人一人の個性や障がいに対して、職員が常に対応できる体制を取るため、それらを基に登校時間を定めております。

登校時間を早めることにつきましては、一部の保護者からの要望があることは認識しております。

一方で、登校時間を早めることは、遠方の児童生徒のスクールバス乗車時刻を早めることにつながったり、各家庭において、登校に向けた

準備に要する時間が切迫するなど、児童生徒や保護者の負担過重につながることも懸念されま

す。
このような状況を踏まえ、登校時間を早めることは困難ではありますが、今後とも、どのような支援ができるのか、福祉等の関係機関とも情報を共有してまいります。

○山内佳菜子議員 希望する児童生徒だけでも早めに受け入れることができないか、研究を続けていただきたいと思います。

一方、大阪府枚方市では、障がい児の通学を支援する事業があります。国や県の補助を受けて市町村が実施する地域生活支援事業の一環で、対象は一人で通学が難しい児童生徒。市が契約を結んだ事業所約40か所の中から通学ガイドヘルパーを派遣し、1か月上限2,000円の自己負担で利用できます。

そこでお伺いします。ほかの自治体の事例を踏まえ、本県においても、地域生活支援事業により、障がい児の通学支援に取り組むことはできないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 地域生活支援事業による障がい児の通学支援につきましては、県内では、3市町において、大阪府枚方市と同様の条件で、事業の対象として位置づけられておりますが、近年の実績はございません。

市町村が実施する地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、国や県の補助を受けて、地域の実情に応じ、多様なサービスを提供するものでありますが、市町村の財政負担が大きくなっているのが現状であります。

このため、県としましては、今後とも国に対し、地域生活支援事業実施のための十分な財政支援措置を要望するとともに、他自治体の事例

等を市町村と情報共有することにより、地域における効果的なサービスの提供につながるよう取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 今回の御答弁でありましたが、県内では、えびの市、高鍋町、木城町が制度化をしているものの、保護者の疾病など、対象条件のハードルがあり、利用実績がないと伺っています。

子供の学びの機会を保障する、そのためには、保護者の就労を支えることも大切です。今後も、教育と福祉でしっかりと連携し、共働きやひとり親が増えている現在の実態に合った登校の在り方の検討をお願いします。

話題を替えて、9月は世界小児がん啓発キャンペーン月間です。今年から、NPO法人日本小児がん研究グループの取組に協力いただき、県庁もゴールドにライトアップいただいています。ありがとうございます。

先日、県内で小児がん患者を受け入れている宮崎大学医学部附属病院で話を伺いました。

医療の発達で、7割以上の子供たちは長期的に生存できるようになりました。「子供たちが自分らしく社会生活を送るためには、入院中や療養中の学習支援が非常に重要。入院前にいた学校に戻る際に、せめて授業が分かる状況でないと、自分の居場所を見つけられなくなる」という先生方の御意見を伺いました。

同病院には清武せいりゅう支援学校の院内学級がありますが、授業時間が非常に限られ、医学部生や看護学生がボランティアで勉強を教えてください。

そこでお伺いします。長期入院中の子供などに教育を行う訪問教育学級の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 訪問教育において

は、障がいの状態や入院治療等の事情により、学校で教育を受けることが困難な児童生徒に對しまして、教員を派遣して教育を行っております。

その場合、教員が児童生徒の家庭で行う場合と、入院する病院内で行う場合とがございませう。今年度5月現在、県内7校の特別支援学校で、33名の児童生徒が訪問教育を受けておまして、そのうち、17名は家庭で、16名は入院する病院内で学んでおります。

訪問教育の授業時間につきましては、学習指導要領において、実情に応じて適切に定めることとなっております。本県では、児童生徒の体調の変化等に十分配慮しながら、教員の移動時間や学級編制等の状況も踏まえ、小中学部は週に6時間、高等部は8時間を原則としております。

○山内佳菜子議員 非常に限られた時間数だと感じます。

オンライン対応などにより、授業時間を増やすことはできないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 訪問教育では、当該児童生徒の体調等により、対面では予定していた授業を受けられないことがあります。

その際、児童生徒の体調の回復や、治療の状況に応じてオンラインを活用して授業を行うなど、まずは予定していた授業時間の確保に努める必要があると考えております。実際、コロナ禍におきましては、オンラインを活用して授業を行ってまいりました。

今後は、入院前に在籍の小中学校等とつなぐなど、オンラインのさらなる活用も視野に入れ、授業時間の増加について研究してまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ研究を続けていただき

たいと思います。

この3連休は、病気と向き合いながら学び続ける県内の中高生3人のお話を伺う機会がありました。

1人は、学校と医療機関がしっかりと連携し、授業の様子をオンラインで見せてくれたことに「対応が神」と保護者と口をそろえる子、また別の子は、事故をきっかけに情報処理能力が落ち、ほかの子よりも何倍も時間と努力が必要で、「進学を希望しているけれど大変」と話し、また別の子の保護者は、「障がい者の就職の難しさは聞くが、就学もこんなに大変とは」と言葉少なに話してくださいました。「学校や先生によって対応が全く違う」という話も聞いております。

名古屋医療センターがまとめた「長期療養中の高校生の希望に応える好事例集」という冊子では、在籍校、教育委員会、医療機関で連携して、長期入院中の生徒のリアルタイムの情報を共有する体制をつくること、教育委員会や学校がコーディネーターの役割を担い、オンラインを含めて、その子に合った教育を提供する方法や必要性を、実例を交えて紹介しています。

教育委員会としても、特別支援学校だけでなく小中高校を含めて、誰一人置き去りにしない教育の研究を深めていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

清武町にある県立こども療育センターは、児童福祉法に基づく障がい児療育拠点施設であり、医療法による小児整形外科病院としての機能を備えた県内唯一の施設です。

センター内には医療的ケア児支援センターが昨年7月に開設され、医療的なケアが必要な子供を支えるための重要な拠点ともなっています。

そこで質問いたします。こども療育センターの施設・設備の経年劣化が問題になっていると聞いていますが、現状と今後の対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県立こども療育センターにつきましては、昭和62年に整備してから36年が経過しており、一部で雨漏りも見られるなど、施設の老朽化による課題が顕在化してきております。

このため、今年度は診療への影響が懸念される診察室等の応急補修工事を行うとともに、建物全体の防水補修工事のための調査・設計を行っているところであります。

また、建物以外についても、老朽化した設備の計画的な更新や、利用者のニーズに応じた機器の導入等により、当センターの機能の充実を図り、利用者の利便性向上に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 命に関わる施設ですので、早急な対応をお願いいたします。

こども療育センターの入所状況を見ると、小児科の診察が必要な患者の入所は、5年前の平成30年度は48人でしたが、直近の令和4年度は575人と、10倍以上に増えています。小児科の対応が必要な一方で、現在の常勤医は整形外科だけです。

そこで伺います。医療的ケア児などの利用が増える中、常勤の小児科医の確保が重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 近年、たんの吸引や経管栄養等を日常的に必要とする医療的ケア児等への支援ニーズの高まりから、こども療育センターにおける入所児童への小児科の診察件数は、年々増加傾向にあります。

こうした中、現在、当センターの小児科では、非常勤の医師が交代で診療を行っておりますが、療育拠点施設としてのさらなる充実・強化を図っていくため、常勤小児科医の配置が重要な課題であると考えております。

このため県では、当センターなどで医療的ケア児等の診療に携わる小児科医の確保・育成を目的として、宮崎大学と連携した研修等を実施するとともに、引き続き同大学と意見交換などを行いながら、小児科医の確保に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 県内唯一の施設で、最後のとりでですので、引き続きの御努力をお願いいたします。

ここからは、地域での受皿となる事業所のことを質問いたします。

8月28日、医療的ケアが必要な子供や大人を受け入れている宮崎市の事業所「H A L E たちばな」を運営するホームホスピス宮崎が、宮崎県に対して要請書を提出、私も同席させていただきました。

「H A L E たちばな」の堤育子施設長は、こうお話しされています。「ゼロ歳で人工呼吸器をつけた子供を受け入れる保育所はもちろん、施設はほとんどありません。若い親が重症の子供を24時間介護し、夜も眠れず、仕事もできません。目をかけてもらえない兄弟の精神も不安定になり、家族が壊れるケースもたくさん見してきました」と、地域の受皿の必要性を強く訴えています。

ここで伺います。県内における医療的ケア児とその受皿となる短期入所施設の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児の現状につきましては、医学の進歩を背景に、

近年、増加傾向にあり、全国では約2万人と推計されており、本県では、今年3月末時点の調査で確認できた方が192人となっております。

また、御家族の休息や一時的な外出のため、医療的ケア児等を受け入れることが可能な県内の短期入所施設は、現在、医療機関が運営する「医療型」の施設は5か所、福祉事業所が常勤の看護師を1名以上配置して運営する「福祉型」の施設は11か所となっております。

○山内佳菜子議員 医療的ケア児は増えている一方で、受皿が足りません。その一つの要因が報酬の低さです。

「H A L E たちばな」のケースで見ると、16歳の人工呼吸器を装着した子が2泊3日短期入所した場合、経費16万5,400円に対して報酬は3万2,730円、僅か5分の1です。

さらに、「H A L E たちばな」は「福祉型」で、報酬が約3倍の「医療型」との報酬の大きな開きが全国的にも問題視されています。

松戸市には独自の補助制度もあります。要請書では、国に報酬の見直しを求め、県の独自支援策を求めています。これは、「四つ葉の会」など、県内の医ケア児のお母さんでつくる団体も賛同しているところです。「事業所が増えること、事業所の経営が安定して、サービスを安心して継続的に使えることが願いです」と、お母様方からも伺っております。

ここで伺います。医療的ケア児を受け入れる事業所への支援について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児等の支援については、より身近な地域において、短期入所や日中一時支援などの受皿を増やし、御家族の負担軽減のための環境を充実させていくことが重要であります。

このため県では、医療的ケア児を受け入れる事業者への支援として、必要な施設・設備の整備に対する補助や人材育成のための研修に取り組んでいるほか、九州各県が一体となって、国に対し、短期入所施設の報酬体系の見直しについての要望を行っているところです。

引き続き、他県等の情報収集や、関係団体の皆様との意見交換を行うとともに、来年度の障害福祉サービスの報酬改定に向けた動向を注視してまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 医療的ケア児などの支援について、県としてどう取り組むのか、知事にもお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年7月、医療的ケア児支援センターの開所式で、こども療育センターに赴いた際にも、療育の現場を目の当たりにし、医療的ケア児とその御家族が、社会から取り残されることなく、安心して健やかに過ごせる支援体制づくりが重要であると、改めてそのような認識をしたところであります。

本県では、医療的ケア児支援センターに届いた、医療的ケア児の保護者等からの生の声をしっかりと支援に結びつけるとともに、各地域における医療的ケア児等コーディネーターを核とした、医療・保健・福祉などの関係機関による協議の場の拡充を図ってきております。

今後とも、よりきめ細かなサポート体制の構築に取り組むとともに、市町村や関係する皆様と意見交換を行いながら、医療的ケア児とその御家族が、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

○山内佳菜子議員 受皿がなければ、コーディネートもできません。現場の声、当事者の声を施策に反映するよう強く求めて、次の質問に移ります。

ここからは、情報を守る観点から9問、質問します。

マイナンバーカードと保険証を一本化するマイナ保険証について、県内の市町村国保におけるマイナ保険証の利用登録率を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の調査によりますと、令和5年6月1日現在で、本県の市町村国保の被保険者23万5,810人のうち、マイナ保険証の利用登録者数は14万31人であり、利用登録率は約59%となっております。

なお、全国における被用者保険も含めた医療保険全体での利用登録率は、国が8月に公表した資料によりますと、52%となっております。

○山内佳菜子議員 マイナンバーカード取得率が全国一の本県で、登録率も伸びているようです。ただし、野崎議員の代表質問でもありましたが、県内で1月から7月に、本人の希望で返納されたマイナンバーカードは135件。トラブル発覚後の6月以降、増えています。

そこでお伺いいたします。マイナ保険証を持たない方には、資格確認書が交付されることですが、交付の流れや有効期間について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 資格確認書につきましては、原則、本人の申請に基づき各医療保険の保険者が交付することとされておりましたが、国において見直しが行われた結果、当分の間、マイナ保険証を持たない方全員に、本人の申請によらず、保険者が職権により交付するよう運用が変更されたところであります。

また、資格確認書の有効期間につきましては、5年以内の期間で、各保険者において設定することとされております。

○山内佳菜子議員 まだ様々なことが不確定で

すし、資格確認書を誰に送るのかの確認などの作業でも、ミスの発生や混乱が予想されます。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題ではあります。ただ、強引に突き進むと、かえって国の情報管理に対しての信頼が落ち、デジタル化が後退してしまうことにつながるのではないかと、私は危惧しています。

各種世論調査では、健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が7割を超えています。岸田首相が言う「国民不安に丁寧に対応する」とは、民意に応じて、来年秋の健康保険証の廃止という方針を一旦延期して、今の健康保険証を存続させた上で、徹底的な総点検を行った上で、国民自らの判断で、マイナカード、マイナ保険証を選ぶ道筋をつくることではないでしょうか。

7月に共同通信が行ったアンケートでは、保険証の廃止について、「1、予定どおり廃止、2、延期すべき、3、撤回すべき、4、その他」を質問し、県内26市町村首長のうち、11首長は「予定どおり廃止」を、延岡市などの11首長は「延期すべき」を選択しました。河野知事は「その他」を選び、「地方の声を聞きながら進めてほしい」と回答されたようです。

ここで改めて伺います。マイナカードをめぐる問題への対応の精査や、紙の保険証を使い続けたいという国民の声に応えるために、紙の保険証の廃止については、延期または中止すべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） マイナ保険証につきましては、より正確な情報に基づく、適切な医療の提供につながるとともに、就職や退職に伴う保険証の切替えが不要になるなど、多くのメリットがあるとされております。

一方で、マイナンバーカードをめぐるのは、

本県でも療育手帳のひもづけの誤りがあったわけではありますが、全国的に様々な問題が発生をしており、このような事案が重なりますと、制度全体への信頼を損ないかねないことから、こうした誤りの是正、そして再発防止に向けた取組、精査というものは極めて重要だと考えております。

また、国民への丁寧な説明や、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国へ要望しているところであります。

紙の保険証の廃止につきましては、国において、国民の不安を払拭するための措置が完了することが前提とされておりますので、総点検や再発防止策などの対策を十分に講じるとともに、現場や地方の声を踏まえて判断することが重要だと考えております。

○山内佳菜子議員 しっかりと国の動向を知事として見極めていただきたいと思います。そして、この宮崎から声を上げていただきたいと思います。

次に、情報を守るという観点から、平成30年9月議会の代表質問で、県議時代の渡辺創衆議院議員が取り上げた公文書管理について質問いたします。

渡辺議員は「公文書管理について考える上で最も大切にしたい視点は、政治・行政の政策判断は、未来からの検証に耐え得るものでなければならないということ」と述べました。その後、時は流れ、森友・加計学園問題や「桜を見る会」などでの公文書改ざん、廃棄が問題となり、改めてその管理の重要性が高まったところであり、また近年では、デジタル化が進む公文書をどのように保管するかも、国が検討を行っているさなかにあります。

そこで確認します。公文書の適正な管理について、現在どのような取組を行っていますか。また、公文書のデジタル化にどのように対応していくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県では、公文書を適正に管理するため、文書取扱規程に、保存期間をはじめ、作成から廃棄に至るまでの統一的な基準を定めております。

また、平成30年度に不適正な文書管理が発生したことから、毎年度、全職員を対象とした文書取扱チェックシートによる自己点検や、集中して文書の引継ぎや廃棄、書庫の整理に取り組む文書整理推進期間の設定により、公文書の適正管理に対する意識向上を図っております。

さらに、公文書のデジタル化については、次期文書管理システムの令和7年度運用開始に合わせて、公文書の管理方法を全体的に見直すこととしており、その中で、デジタル化に対応したルールを整理することとしております。

○山内佳菜子議員 歴史的な価値がある公文書は、歴史資料文書と判断され、文書センターに保存する流れとなっています。

この文書センターは約7万冊保管されていますが、研究者から「どんな資料があるのか分からない。他県のように保管している資料の目録を公開してほしい」など、利便性の向上を求める御意見をいただき、担当課に伝えたところで

そこで、文書センターについて、県民などがより利用しやすい運営が求められています、県の取組を総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 文書センターは、歴史的価値のある公文書等を選別収集し、適切に管理保存することを目的に設置しており、県民との共有財産として所蔵資料を広く活用して

いただく観点から、閲覧サービスも実施しております。

現在、さらなる利便性向上を図るため、所蔵している文書とその内容を整理した公開用目録を作成するとともに、利用者が求める資料を速やかに特定し、的確に案内できるよう、国立公文書館が認証するアーキビストという公文書管理の専門職の養成を進めております。

今後とも、公文書等の適切な管理保存を図るとともに、様々な方が利用しやすい文書センターの運営に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 迅速な対応をいただき、ありがとうございます。今後も未来の県民の財産を守り、活用する方法を研究いただくことを要望して、次からは県立図書館の質問に移ります。

県立図書館の施設整備について、老朽化の状況を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の県立図書館は4代目に当たり、開館から35年が経過し、施設の老朽化が見られるところであります。

具体的には、建物の壁にひび割れや、書庫の一部に雨漏りが見られたり、電気や空調、それを管理する中央監視盤にも、不具合が生じたりしております。

そのため、現在、電気設備の更新を行っているところでありますが、今後も、その他の改善が必要な箇所につきましては、計画的に対策を講じていきたいと考えております。

○山内佳菜子議員 先月ヒアリングに伺ったのですが、そのときは1階南玄関が雨漏りのため閉鎖、中央監視盤の不具合のため、空調を手動で操作しなければならず、火災の際も手動で行うこととなり、大火に見舞われた図書館の歴史を振り返ると、対応が必要ではないでしょう

か。16ミリフィルムがよじれて視聴できない状態になっているものもありました。

そこで、県立図書館における資料の保存状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館では、古文書や一般資料、フィルムなどを保存しており、それぞれの資料に応じて、適正な温度や湿度での管理に努めているところであります。

しかしながら、歴史的価値のある16ミリフィルム等の郷土資料の中には、経年劣化により、例えば昭和34年の「宮崎県政だより」に収められた映像など、視聴が困難なものも出てきております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、適正な保管の在り方について、必要な検討を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 16ミリフィルムの中には、視聴できるかどうか業者に委託して確認しないと分からないけれども、その確認さえ予算が伴うため、確認できていないというものも少なくないと聞いております。

続いて、県立図書館の収蔵能力の現状と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立図書館は、約84万点の資料を収蔵しておりまして、毎年約1万4,000点ずつ増えております。

令和3年度に、書庫の収蔵能力についての実態調査を行った結果、令和13年度には96万点となり、上限に達すると想定したところであります。

そのため、既存施設の活用や書庫の増設、資料のデジタル化など、あらゆる視点から、収蔵スペースの確保に向けた研究を行い、できるだけ早く方針を固めていきたいと考えているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、利用者や時代のニーズを適切に把握し、県民の財産である貴重な資料等を後世に残せるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 年間1万4,000点ずつ資料が増える中、令和13年度、つまりあと8年しかタイムリミットがないということです。

令和2年には、日本図書館協会の図書館施設委員会委員が代表を務める「栗原研究室」から、「宮崎県立図書館の機能強化に向けての調査報告書」というものが提出されています。

約100万冊の収蔵能力増が必要とされ、図書館西側に別棟で5階建ての書庫棟増設が提案されていますが、その後、具体的な検討や計画はなされていません。この増設構想を含め、既存施設の活用、市町村との連携も含めて、早急な検討が必要ではないでしょうか。

県立図書館の開館は1902年、全国で3番目に古い公立図書館です。敗戦直後に県民が打ちひしがれている際には、宮崎出身の作家、中村地平を館長に招き、青島での臨海文庫や、農山漁村に本を運ぶ農村文庫などのユニークな取組満載で、現在の図書館サービスの基礎となっている事業は数多いと伺っております。

現在の4代目の図書館は、1988年に落成、当時の松形知事が、置県百年記念事業として、宮崎大学農学部跡地に約400億円をかけて、県民文化の拠点、宮崎県総合文化公園の一角に整備しました。

15日の齊藤了介議員の一般質問で河野知事は、教育について「未来を切り開く力を与えるもの」「年を重ねるたびに教育の大切さ、人づくりの大切さを感じている」と語られました。

私は、今回の一般質問で述べた、長期療養中の子供たちへの学び、公文書、文書センター、

県立図書館も、先人が培った歴史を学び、人を育てるための唯一無二の財産、未来への投資に値するものだと思っております。

そこでお伺いします。「知の拠点」である県立図書館の役割認識と、今後の施設整備について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 明治35年に開館した県立図書館は、御指摘のとおり、京都、秋田に次いで全国で3番目に古い、当時の教育関係者の情熱によるものでありますが、120年以上にわたって「知の拠点」として、県民の生涯の学びを支えるとともに、宮崎の歴史・文化を伝える上で重要な役割を担っているものと認識しております。

私もよく図書館を利用しておりますが、特集コーナーや新刊コーナーにどんな本が並んでいるか、それを拝見するのが楽しみでありますし、絵本が好きなものですから、子供の本コーナーに入り浸って読むこともあります。親子連れで読み聞かせなどを行っている姿は大変いいものだなと思えます。

カウンターで本の貸し借りをする日常的な風景に加え、参考書を横に置いて学んでいる学生の姿、また、展示された郷土資料などを見る方々などの姿を目にして、改めて図書館というものが、県民の皆様にとって大切な場所であると感じているところであります。

本県は、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」づくりを推進しております。

ただいま様々な課題というものを指摘いただいたわけですが、しっかりと現場の声、実態というものを受け止めながら、今後とも計画的に整備の検討を行うとともに、これまで以上に県民に愛され、親しまれる図書館づくりを目指し

てまいります。

○山内佳菜子議員 岩切達哉県議の代表質問でも取り上げられましたが、以前は日本一の読書県を目指されていたという経緯もあると思えます。

今回は、県立図書館に絞って取り上げましたが、文書センターや博物館、美術館と併せて、置県140年の節目に合わせて、文化拠点、知の拠点の今後の在り方、役割を総合的に考える、よい節目になるのではないのでしょうか。特に、図書館はあと8年というタイムリミットもあるので、県民、市町村、有識者も交えて考えるきっかけとしていただきたいと思えます。

最後に、多様な社会・人権を守る観点から、性的マイノリティー関連で4問、質問します。

2月議会で西村賢議員が提案した対応マニュアルについて確認いたします。

性的マイノリティーの児童生徒から相談があった場合の対応について、マニュアルなどの作成は進んでいますか。また、当事者の声は反映されているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教職員が相談を受けた場合の対応マニュアル等につきましては、法律や個別の事情に配慮する必要性等を示した文部科学省の資料を踏まえ、現在、作成中であります。

また、県内で啓発、講演活動に取り組まれている当事者や関係の方々のご意見も参考にしながら、作成を進めてまいります。

あわせて、今年6月に、いわゆるLGBT理解増進法の制定もありましたので、リーフレットも見直しております。

今後の計画といたしましては、リーフレットも含め、年度内に作成を完了し、各学校へ配付いたします。次年度の初めには、管理職向けに

説明、周知を行い、教職員に向けた研修にも取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 西村議員も紹介された黒木瑞季さんは、心は女性なのに体は男性で生まれたトランスジェンダーです。

学校のトイレに行けない、いじめられて死にたいと追い詰められるなど、苦しい幼少期を経て、子供たちに絶対に自分と同じ思いはさせたくないという強い思いから、学校や行政で講演を多数行い、宮崎県男女共同参画地域推進員としても活動されています。

黒木さんは、「学生時代、一番相談したかったのは、親でも先生でも医師でもなく、当事者の人だった。どう生きていけばいいのか、当事者に一番聞きたかった」とおっしゃっており、当事者を交えた相談体制の充実を提案しています。

そこでお伺いいたします。性的マイノリティーに関する相談窓口当事者を配置するなど、当事者と連携する考えはないか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、性的マイノリティーに関する相談について、内容に応じて、宮崎県男女共同参画センターの総合相談や、宮崎県人権啓発センターの人権相談窓口などで対応しており、令和4年度は、男女共同参画センターで23件、人権啓発センターで1件の相談を受けております。

各窓口では、相談者に寄り添い、助言を行うとともに、必要に応じて、より適切な相談機関を案内しておりますが、相談者の御要望によりましては、県内の当事者団体を案内するなどといった対応を取ることとしております。

県といたしましては、今後も当事者団体等の御意見を伺いながら、相談体制の充実に努めて

まいります。

○山内佳菜子議員 23件、1件、県の相談件数は非常に少ないと感じます。当事者と連携して、生きづらさを抱える人に寄り添う体制づくりを強く求めます。

ここからは、これまでも数多くの議員がこの宮崎県議会で質問してきました、パートナーシップ宣誓制度についてお伺いします。

県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） パートナーシップ宣誓制度については、当事者の悩みや困り事などを県民に理解していただく基盤づくりが重要であると考えております。

このため県では、今年3月に作成したハンドブックを活用し、性の多様性の理解に向けた研修会や、県政番組等での啓発に取り組んでおりますが、さらに、県職員が性的マイノリティーの方々に対応するためのハンドブックの作成等も進めているところであります。

また、当事者の困り事の解消のための住民サービスにつきましては、市町村の理解と協力が必要であるため、昨年度からこれまで、9市5町と個別に意見交換を進めております。

宣誓制度を導入済みの自治体からは「導入済みの他の自治体との連携に取り組んでいきたい」、未導入の自治体からは「制度導入に関する住民の要望等は寄せられていない」等のお話を伺っております。

○山内佳菜子議員 意見交換を進める上で、県が今後どのように対応されるのかということを非常に注目しているところではあります。

県は昨年7月から、県営住宅で入居できる同居親族として、パートナーシップ宣誓をしている同性パートナーを認めています。入居は認め

ているのに、県はその前提となる制度を持たないのでは、組織内で矛盾を抱えているようなものではないでしょうか。県も制度の導入へ向けて努力すべきではないでしょうか。

47都道府県のうち、制度を導入済みなのは14都府県で、10月から導入する香川、島根県を含めると16都府県になります。人口カバー率は70%を超えています。6月のLGBT理解増進法の施行も後押しとなっているようです。

そこでお伺いいたします。都道府県レベルでパートナーシップ宣誓制度の導入の動きがありますが、ほかの都道府県の事例を調査研究していますか。また、する考えはありますか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） パートナーシップ宣誓制度に係る他都道府県の取組については、これまでも導入の有無や、導入している場合にはその内容について、必要な情報収集を行っているところであります。

今後、他の都道府県の動向については、継続して把握してまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひその研究の、その先の対応についても強く求めたいと思います。

宮崎市の当事者支援団体「レインボービュー宮崎」が、県庁のライトアップの時期に合わせてパレードを始めて5年になります。

私は昨年から参加しています。知事は参加されたことはありますか。今年の様子を伝える動画は御覧になりましたか。X（旧ツイッター）での再生回数は1万8,000回を超えています。「河野知事、宮崎県でも県単位のパートナーシップ宣誓制度を一日も早く導入してください」というメッセージを参加者全員でコールしました。

そこでお伺いします。パートナーシップ宣誓

制度導入の方向性について、知事に考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどのパレードに参加したことはありませんが、報道等でそのようなパレードが行われていること、そのメッセージについても理解しているところであります。

御質問のパートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーの方々の生きづらさの解消を目的に、各自治体が同性カップルに婚姻に相当する関係であることを証明するものであります。

この制度については、制度が必要とされる背景などを県民の皆様にご理解いただくとともに、行政サービスを提供する市町村の協力を得ることが不可欠でありまして、そのような基盤づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、県としましては、引き続き、この制度を含めた性的マイノリティーの人権問題につきまして、県民への啓発活動を進めるとともに、これからも、市町村、当事者の方々との丁寧な意見交換にしっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 パートナーシップ宣誓制度は、カップルを認めるだけの制度にとどまらず、人権問題を解消するための一つの入り口として、一人一人が安心して生活できる自治体を目指していますという、メッセージ性が強い政策だと感じています。

昨年12月に宮崎日日新聞が知事選立候補者に行ったアンケートで、「パートナーシップ宣誓制度を県も導入すべきだ」という質問に対して、候補者の3人中2人は「○」、つまり賛成と答え、河野知事だけが「△」、どちらとも言えないと回答しています。

そもそもパートナーシップ宣誓制度を自治体

が導入するのは、日本で同性婚が認められていないことが背景にあるのですが、今年4月の県議選立候補者アンケートでは、「同性婚を法的に認めるべきだ」という問いに対して、当選した39人、今現在、議場にいる議員39人の皆様ですが、その半数を超える21人が「○」と回答しています。

改めて、同性婚について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の法制度上、現在の法制度上では同性婚は認められておりませんが、このことに伴う生きづらさを訴える当事者がおられ、様々な動きも出てきております。

当事者も様々な思いを抱えた方がおられますので、しっかりとその思いに寄り添いながら、今後、社会全体において、多様な議論を進めていくべきものと考えております。

6月には、先ほど御指摘いただきました、いわゆるLGBT理解増進法が公布・施行され、地方自治体についても、性の多様性の理解増進に係る努力義務が定められたところであります。

県といたしましては、今後の議論の動きを注視しながら、性的マイノリティーの方々安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。今日は合計26問、質問させていただきました。議場でお聞きの皆様、そしてインターネット中継をお聞きいただいている皆様、御視聴いただきありがとうございました。

私の意見、そして県の考えを、皆様が今どのように受け止めておられるのかを今後もしっかり研究して、皆様の声が届く宮崎となるように精進してまいりたいと思います。

また、河野知事にも一層の御理解と御協力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。今回が初質問となります。これまで、市役所職員として当局の答弁の作成等には関わっておりましたが、実際に自分が質問する側になりますと、やはりどうしても勝手が違っております。大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

先日の代表質問でも取り上げられましたが、8月12日付の毎日新聞の朝刊で、「分権は出来レース」という見出しで、税収の偏在是正措置をめぐるやり取りが報道されました。「対等関係骨抜き」という小見出しも大変センセーショナルに感じました。

この記事の内容についてはここでは問いませんが、地方分権の在り方と、国と地方の関係性を問う、非常に興味深い内容でした。

1993年の国会における「地方分権の推進に関する決議」以降、長い年月をかけ地方分権が進められてきました。2000年に地方分権一括法が施行され、国から地方への権限移譲も進み、国と地方の関係性も「上下・主従関係」から「対等・協力関係」に転換することになったと言われています。

自分たちの地域に関することは、自分たちが主体となって決めるという理念に従い、地方分権が進められてきましたが、まだまだ道半ばと

感じています。

そこで、地方分権に関する認識と、国と地方の関係の在り方について、知事のお考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

地方分権は、地方が自己決定、自己責任の原則の下、自らの発想と創意工夫により、それぞれの地域の特性に応じた、魅力ある地域づくりを進めるための基盤となるものであります。

これまで、義務づけ・枠づけの見直しや、国から地方への税源の移譲など、地方分権の取組は着実に進展してまいりましたが、制度運用に当たっての「従うべき基準」をはじめとした、地方に対する国の関与が依然として残るなど、今後も国と地方の役割の見直しや明確化が必要であり、その取組をさらに進めることが重要であります。

私は、国と地方の関係はあくまで対等であり、それぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応していくことが重要であると考えております。

このため、本県知事として、また全国知事会の副会長や地方税財政常任委員長など、地方の代表として様々な役割を担う中で、本県はもとより地方の意見を国に対してしっかり伝えるとともに、国と地方がそれぞれの責任を果たすことで、地域の多様性の維持・発展を図っていくことができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。知事も、地方分権の推進には、まだまだ解決すべき課題があると認識されていると理解いたしまし

た。ぜひ、引き続き全国知事会でも連携いただき、課題解決に向け、御尽力いただきますようお願いいたします。

国と県、そして基礎自治体は、連携・協力すべきパートナーと認識しております。新型コロナウイルスの対策でもそうでしたが、国や地方を取り巻く課題の解決において、三者の連携は不可欠です。引き続きしっかりと連携をお願いします。

次に、就職氷河期世代への支援についてお伺いします。

少し私自身について話をさせていただきます。

私は1977年生まれ、現在46歳になります。地元都城市の小学校、中学校、高校を卒業し、県外の大学を卒業したのが1999年、まさに就職氷河期真っただ中でした。民間企業の採用は絞られ、公務員試験にも応募が殺到し、公務員になるにも高い倍率をくぐり抜けなければなりませんでした。

当初、教員を志望していた私は、教員採用試験をパスすることができずに実家に戻り、1年間、就職浪人として過ごしました。短期のアルバイト等もしておりましたが、あの「自分が社会から取り残されているのではないか」、そのような感覚、焦燥感は、いまだに忘れることができません。

私は翌年、何とか市役所に採用となりましたが、私と同世代やその前後の氷河期世代の多くの仲間は、希望する就職ができず、現在も不安定な仕事に就いていたり、あるいは無業の状態にある方も多く存在していると認識しています。

国は、2019年に「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、社会全体で支援を行って

いく方針を打ち出しました。これまで自己責任論にさらされてきた氷河期世代に対し、ようやく支援の手が差し伸べられることになりました。

それでは、初めに、本県における就職氷河期世代への支援体制と県の役割について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 就職氷河期世代の方々への支援体制につきましては、令和元年に策定された、国の「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、宮崎労働局が主催し、県や各種経済団体等で構成する「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が設けられています。

このプラットフォームでは、令和2年度から4年度までを第一ステージ、令和5年度から6年度までを第二ステージとする事業実施計画を策定し、各構成機関において様々な取組が進められております。

また、プラットフォームにおける県の主な役割は、その運営において、宮崎労働局をサポートするとともに、市町村との連絡調整等を担っております。以上でございます。

○永山敏郎議員 国、県、各種経済団体が連携しての支援体制、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」での取組が、現在4年目と理解いたしました。

それでは、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の支援対象者とその数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 支援対象者は3つの区分に分かれており、その数は、区分ごとに国において独自に推計されています。

まず、正規雇用を希望しながら非正規雇用を

余儀なくされているなど「不安定な就労状態にある方」は、本県では4,400人となっています。

次に、就職を希望しながら十分な就職活動ができていないなど、「長期にわたり無業の状態にある方」は2,367人となっています。

最後に、ひきこもりの状態にあるなど「社会参加に向けた支援を必要とする方」は、必ずしも就労に向かうことが望ましいとは限らないことから、推計の対象とされておりません。

なお、これらの数値は、あくまで推計値とのことで、プラットフォームにおいて取組を進める上では、ハローワークの求職者数や就職実績なども活用しております。

○永山敏郎議員 繰り返しますが、対象を3つの区分に分け、「不安定な就労状態にある方」が4,400人、「長期にわたり無業の状態にある方」が2,367人、「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、推計の対象としないという答弁をいただきました。

では、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の具体的な支援内容を伺っていきます。

当初、就職氷河期世代支援については、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出されておりました。

「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が第一ステージとして位置づけた、令和2年度から4年度までの3年間における事業実施計画の目標とその達成状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 第一ステージの事業実施計画における目標及び達成状況につきましては、まず、「不安定な就労状態にある方」ですが、主な目標として、「令和4年度末の正規雇用者数2,400人増」を掲げたところ

る、宮崎労働局によりますと、就職氷河期世代の方全体で5,051人の増加となっております。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」につきましては、主な目標として、「みやざき若者サポートステーションでの相談件数1,100件」を掲げていましたが、こちらは新型コロナウイルスの影響もあり、963件と目標を下回っております。

最後に、「社会参加に向けた支援を必要とする方」ですが、主な目標として、「地域レベルでのひきこもり相談窓口の明確化・周知」を掲げ、これについては、県内全市町村で相談窓口を設置することができたところです。

○永山敏郎議員 それぞれ目標達成、未達の項目がありますが、とりわけ「不安定な就労状態にある方」への支援について、正規雇用者数の増加が、目標の2,400人を大きく上回る5,051人の増加とのことであります。プラットフォームでの取組の成果と捉えます。ありがとうございます。

それでは、引き続き、第二ステージとして位置づける、令和5年度から令和6年度までの2年間における宮崎県の事業実施計画の目標とその達成の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 第二ステージの事業実施計画における目標等につきましては、まず、「不安定な就労状態にある方」ですが、主な目標として、「ハローワーク紹介による正社員就職者数を3,400人」とすることを掲げています。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」ですが、主な目標として、「みやざき若者サポートステーションの新規登録者を90人」とすることを掲げています。

最後に、「社会参加に向けた支援を必要とする方」ですが、主な目標として、「幅広い相談支援を行うための専門チームの配置」を掲げています。

これらの目標の達成に向けては、プラットフォームの構成機関と協力して取組を推進する必要がありますので、第一ステージでの取組状況も踏まえながら、引き続き連携を図ってまいります。

○永山敏郎議員 この第二ステージは、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化を捉え、新たに設定されたものです。支援策による正規雇用者数の増加は見られましたが、一方で、正規雇用から失業に転じる方々が生じるなど、効果が相殺された側面があると分析されています。

先ほどの第一ステージにおける正規雇用者数5,051人の増加は、減少分は含まれていないとのことですので、支援対象者は依然として多く存在すると思います。第二ステージにおきましても、ぜひ目標達成に向けた取組をお願いします。

それでは、さらに踏み込んで、3つの区分それぞれの対象者への支援策についてお伺いしていきます。

まず、「不安定な就労状態にある方」に対する県の支援内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「不安定な就労状態にある方」につきましては、本意ながら非正規雇用で働いている方が多いことから、早期の正規雇用化に向けた支援が必要と考えております。

このため、県におきましては、就職のためのスキルアップや新たなキャリアへの挑戦のため

の支援として、支援対象者を含む全ての求職者を対象とした、職業能力等の習得を目指す訓練を実施しております。

特に支援対象者の方々に対しましては、人材を求める県内企業との出会いの場として、令和3年度から「就職氷河期世代マッチング支援事業」を実施し、対面とオンラインでの合同面談会を開催しております。

○永山敏郎議員 職業能力訓練やマッチング支援に取り組んでいるとのことです。

それでは、「就職氷河期世代マッチング支援事業」について、これまでの実績と今年度の計画をお伺いします。また、宮崎労働局が実施している同様の事業との連携の状況についても、併せて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「就職氷河期世代マッチング支援事業」につきまして、令和3年度からの2年間で、合同面談会を6回開催しており、全体で119名の参加があったところ です。

この事業の就職決定者数は、対象世代に限られた中ではありますが、令和3年度が13人、令和4年度が19人であり、これまで32人の方々に正規雇用 に結びつけることができました。

また今年度は、面談会を9月9日にイオンモール宮崎で対面により開催したところであり、今後は10月と1月にオンラインでの開催も予定しております。

同様の面談会は、宮崎労働局においても実施しており、実施時期の調整や周知・広報の協力など、様々な連携を図っているところでもあります。

○永山敏郎議員 実際に私も9月9日土曜日に行われました合同面談会を見学してまいりました。服装自由、入退室自由、履歴書不要、飛び

込み参加オーケーと、気軽に参加しやすい工夫がなされておりました。私も窓口に行きましたら、「当日受付はこちらです」と、気軽に声をかけていただいたところです。

就職に結びついた人数は、支援対象者全体からすると少数かもしれませんが、実際に効果のある事業であります。

国との連携についても、宮崎労働局は9月26日火曜日に面談会を予定していますが、開催時期や曜日など、すみ分けが工夫されていると認識いたしております。多くの方に参加いただけますよう、引き続き周知等をよろしくお願い致します。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」への県の支援内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「長期にわたり無業の状態にある方」につきましては、支援施設として国が設置しているみやざき若者サポートステーションにおいて、社会参加や就労に踏み出していただくための個別相談や各種セミナーなど、様々なプログラムが行われております。

県といたしましても、本人の適性に応じた支援を行う観点から、これらの国の支援プログラムに追加して、心理カウンセリングや短期のジョブトレーニングを行っているところです。

さらに県では、福祉事務所等への出張相談で、支援対象者の掘り起こしを行いながら、ハローワーク等との連携の上、個人の状況に応じた相談対応を行っております。

○永山敏郎議員 若者サポートステーション、通称サポステは、働くことに悩みを抱えた若者を支援する目的で、国と県との協働で設置した機関ですが、対象年齢を49歳まで引き上げ、サ

ポステ・プラスとして就職氷河期世代への支援が開始されました。

それでは、みやざき若者サポートステーションにおける、就職氷河期世代の登録者数と利用状況についてお伺いします。また、利用促進に向けた課題と今後の取組についても、併せて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） みやざき若者サポートステーションは、宮崎市、都城市、延岡市の県内3か所に設置されており、就職氷河期世代の方々の新規登録者数は、令和2年度が24人、令和3年度が36人、そして令和4年度が54人と、年々増加しております。

また、新規登録者も含めた就職氷河期世代全体の利用状況につきましては、令和2年度が503件、令和3年度が1,058件、そして令和4年度が1,496件と、こちらも年々増加しているところであります。

今後、一層の利用促進を図るためには、支援対象者のさらなる掘り起こしが必要と考えており、県といたしましても、関係機関と連携しながら、継続的な周知・広報に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 新規登録者数、利用件数ともに増加傾向となっております。就労に向けた個別相談以外にも、セミナーやジョブトレ、職業体験などに参加される方も多いと考えます。

私も実際にみやざき若者サポートステーションを見学させていただきました。相談ブースもプライバシーに配慮した造りになっています。スタッフの皆さんも、利用者一人一人に合わせた対応、大変丁寧な支援を心がけていただいております。大変ありがたいと思います。引き続き、きめ細かな相談対応をよろしくお祈いします。

さて、支援対象者のさらなる掘り起こしが必

要であるという認識でありますけれども、今年度、県事業として実施する「就職氷河期世代アウトリーチ強化事業」について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「就職氷河期世代アウトリーチ強化事業」につきましては、県として、今年度から新たに実施するものであり、みやざき若者サポートステーションの都城及び延岡の相談所に、支援員をそれぞれ1名ずつ配置し、支援対象者の掘り起こしや訪問相談等を行っているところであります。

この事業により、遠距離で来所が困難であった方や、来所での相談に心理的負担を感じていた方などにとっては、今後、継続的に、また安心して相談いただけるものと期待しております。

県といたしましては、引き続き、支援対象者の状況に応じた支援メニューを提供することで、就職氷河期世代の方々のさらなる雇用につながってまいります。

○永山敏郎議員 相談にサポステまで足を運ぶことのハードルが高い方も多いと思います。訪問支援による訪問相談等で、多くの方に支援が行き届きますよう対応をお願いいたします。

ひきこもり状態にあるなど、「社会参加に向けた支援を必要とする方」への支援については、対象が就職氷河期世代にとどまらないことから、後ほど別項目で質問いたします。

2019年、令和元年に、兵庫県宝塚市が全国に先駆けて、就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施しました。3名の募集に対し、北海道から沖縄まで、全国から1,800人を超える応募があり、報道でも大きく取り上げられました。インタビューを受ける受験者たちの切実な声。就職氷河期世代の問題が、社会問題として

改めてクローズアップされた瞬間です。

国は同年、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を策定し、その中で、国家公務員、地方公務員の中途採用の促進にも取り組む方針を打ち出しました。それを受け、翌年以降、全国の多くの自治体で、就職氷河期世代を対象とした公務員採用試験が実施されました。

それでは、就職氷河期世代を対象とした、本県の職員採用選考の実績と今年度の計画について、総務部長へお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 当該世代を対象とした採用試験につきましては、年齢や一定期間、正規雇用労働者として雇用されていないことなどの要件を満たす方を対象に、令和2年度以降、毎年度実施しております。

これまでの実績は、令和2年度が採用予定者3名に対して175名から応募があり、3名を採用、令和3年度が採用予定者4名に対して111名から応募があり、4名を採用、令和4年度が採用予定者6名に対して117名から応募があり、6名を採用しております。

今年度は採用予定者数を3名とし、現在、10月15日に実施する第1次試験の受験者を募集しているところであります。

○永山敏郎議員 採用予定者数に対し、多くの応募があったようです。

今年度の試験案内を確認しましたところ、受験資格については、今年度53歳になる方から38歳になる方が対象となります。まさに就職氷河期世代を広く対象とした試験になっています。

また、「一定期間、正規雇用労働者として雇用されていないこと」も条件にされております。本来の趣旨、不本意ながら不安定な職に就いている方を対象とした採用試験になっていると感じます。

採用予定人数には限りはありますが、県としてもしっかり対応いただいていることに感謝申し上げます。

受付期間が9月28日までとなっております。初回の令和2年度以降、応募者数は減っているようですが、多くの対象の方に採用試験の情報が届きますよう、SNS等、様々な媒体での告知をお願いいたします。

続いて、県内市町村における就職氷河期世代を対象とした職員採用選考の実施状況について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年度の実施状況になりますが、延岡市と門川町が当該世代に限定した職員採用試験を実施しております。

また、9市町村が同世代も対象年齢とした職員採用試験を実施しており、合わせて11市町村で13名が採用されております。

○永山敏郎議員 令和4年度の採用人数が県内市町村で13名、県職員の6名と合わせましても約20名、なかなか狭き門となっております。

国の方針にもありますとおり、民間企業における正規雇用の推進と併せ、公務員の中途採用の促進にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

今年度から、公務員の定年引上げが実施されます。その影響で、どの自治体でも新規採用者数を抑制することが考えられますが、就職氷河期世代への支援を目的とした採用試験の実施について、引き続き、県を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、公務員の中途採用については、採用後の賃金格差の問題も存在します。県、そして県内市町村でも、中途採用による賃金格差について認識いただき、改善に向け議論を進めていただきますようお願い申し上げます。

これまで、就職氷河期世代の支援に関し質問をしてまいりました。官民を挙げての様々な支援の効果が現れていると認識いたしますが、まだまだ支援が必要な対象者は多く存在すると感じます。関係部局におかれましては、第二ステージの目標達成に向け、引き続き対応をよろしくをお願いします。

それでは、就職氷河期世代への支援について、知事の認識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私たちの就職は、昭和63年、まさにバブルの頃であります。それから10年ほど違うだけで、就職氷河期世代の方々におかれましては、バブル崩壊後の雇用環境が大変厳しい時期に就職活動を行われ、その中には、不安定な就労を余儀なくされている方や、長期にわたり就労できていない方など、今もなお様々な課題に直面している方々が数多くいらっしゃるものと、胸の痛む思いがしております。

このため、県におきましては、これまで部長が答弁しましたように、宮崎労働局をはじめ、市町村や各種関係団体等とも連携しながら、支援対象者の状態に応じて、就職や正規雇用化を促進するとともに、社会参加に向けた支援にも取り組んでいるところであります。

今後とも、このような就職氷河期世代の方々をはじめ、復職や社会復帰等に向けて再チャレンジしようとする全ての方々が、それぞれの個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 知事から就職氷河期世代へのメッセージと受け取ります。ありがとうございます。

就職氷河期世代の問題は、経済問題と人口構造、働き方の転換等の要素が重なってスタート

しています。不況による非正規労働者への転換、増加が大きな要因の一つ。公務部門でも、会計年度任用職員が増加し、例えば、公的図書館の司書についても、7割が非正規職員とも言われています。非正規公務員の問題については、また別の機会に触れたいと思います。

少子化が大きな社会問題となっています。団塊の世代に次ぐ人口のボリュームゾーンである団塊ジュニア世代、そしてポスト団塊ジュニア世代は、就職氷河期世代と重なります。安定した職に就き、家庭を持ち、子供を生き育てる。それまで当たり前とわれてきた生き方を選べなかった仲間たちが大勢います。第3次ベビーブームは起こりませんでした。少子化問題と就職氷河期世代問題は、無関係ではないと考えています。

昨今は、教員不足をはじめ、あらゆる業界で人手不足と言われています。しっかりと就職氷河期世代を活用していただきたいと思います。

次の質問項目に移ります。

就職氷河期世代支援の対象でもあります、ひきこもり状態にある方への支援についてお伺いします。

ひきこもり問題は、これまでも多くの議員が一般質問で取り上げています。継続して取り組んでいく重要な課題であります。

まずは、このひきこもり問題に関し、県の認識と取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族など、様々な要因が複雑に絡み合っている問題です。また、長期化すると、家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であると認識しております。

このため県では、精神保健福祉センターに

「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用、教育など幅広い分野と連携を図りながら、当事者やその御家族の支援ニーズに沿った相談対応や、家族会への支援、県民向けセミナーの開催等に取り組んでおります。

さらに今年度から、身近な地域においても、ひきこもりの方やその御家族の状況に応じて、様々な相談に対応できるよう、市町村の支援体制整備にも取り組んでいるところであります。

県としましては、これらの対策を進めることで、より多くの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。「ひきこもり地域支援センター」での支援、そして市町村での支援体制整備にも取り組んでいるとの御回答をいただきました。まさに、地域や社会全体で取り組んでいかなければならないと認識しております。

8月6日付の宮崎日日新聞の1面で、厚生労働省が全自治体を対象に、ひきこもりに関する初の実態調査を行うとの報道がありました。8050問題が深刻化する現状を踏まえ、課題把握に努め、ひきこもり当事者や家族を支援するマニュアルづくり等に反映させる目的とのこととあります。

全国調査に先駆け、本県では独自のひきこもり実態調査を平成30年度と昨年度に実施しています。この本県実施の実態調査についても、これまでの一般質問で取り上げられておりますが、改めて実態調査の結果を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では昨年度、ひきこもりの方の傾向や特徴を把握するため、民生委員・児童委員に対する調査を実施しました。

平成30年度の前回調査と回答方法が異なることから一概に比較できませんが、把握できた該当者は、前回とほぼ同数の600人となっております。

年代別では、40歳代が26.8%と最も多く、次いで50歳代、60歳代となっております。また、ひきこもりの期間は10年以上が34.8%と最も多く、前回は6.2ポイント上回り、長期化・高年齢化が進んでいることがうかがえます。

さらに、今回初めて当事者や家族を対象に実施した支援ニーズ調査では、「身体・精神面についての専門機関への相談」や「生活費についての相談」「就労に向けた準備に係る支援」を必要とする方の割合が高くなっております。

○永山敏郎議員 把握できた該当者は600名、平成30年度とほぼ同数との回答であります。

4年間でひきこもり状態から脱した方もいれば、新たにひきこもり状態になられた方もいらっしゃるのだらうと考えます。

今回の調査の回答率も60.1%となっておりますので、実際には、もっと多くの支援を必要とする方が存在すると考えます。年代でも40代が最も多く、支援のニーズについても、「就労に向けた準備に係る支援」を必要とする方の割合が高いということですので、やはり就職氷河期世代の問題とひきこもり問題がリンクしていることがうかがえます。

それでは、「ひきこもり地域支援センター」における相談件数の推移について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） これまでの相談件数の推移につきましては、延べ件数で、令和2年度が1,363件、令和3年度が1,606件、令和4年度が1,751件と、年々増加しております。

○永山敏郎議員 本当に年々相談件数が増加し

ております。令和4年度のセンターの年報によりますと、昨年度の相談実人数は149人で、本人居住地別では、多い順に宮崎市が76人、都城市が12人、日南市が9人と続きます。県内各地から相談が寄せられています。

一方で、センターの人員体制については、センター長1名、正職員1名、会計年度任用職員5名と、昨年と同様の体制です。センターの人材不足については、昨年9月の一般質問で図師博規議員も指摘されております。県の実態調査で把握しているだけでも、県内600人の該当者が存在し、今後ますます相談が増加することが予想されます。

センターの負担軽減、また当事者や家族が相談しやすい体制を構築するため、県内全域での相談体制の構築、強化が必要です。

そこで、今年度、県が実施しています「市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業」の内容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ひきこもりの方やその御家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えているため、一人一人の状況に応じ、寄り添う支援が重要であります。

このため、市町村において、福祉や雇用、教育など、幅広い関係機関が連携して支援を行うプラットフォームの県内全市町村での設置に向けた研修会の開催や、市町村支援アドバイザーによるそれぞれの地域の課題に応じた助言を行うこととしております。

また、当事者や御家族の理解者となる「ひきこもりサポーター」による、ひきこもりの方の見守り活動や、家族会の活動への協力など、身近な地域でのサポート体制を強化する取組を進めております。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。ひ

きこもり当事者への支援は、それぞれの状況に合わせた対応が必要で、時間もかかります。相談の窓口も一つではなく複数開いておくと、きめ細かな対応が可能です。引き続き、市町村とも連携し、ひきこもり当事者と家族の支援について、県全体で取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、県土整備、総合交通網の整備についてお伺いします。

宮崎県議会議員として4月30日に任期がスタートし、4か月余り。この間、多くの道路建設促進に関する大会が開催されました。人や物の移動に関し、自動車に頼るところの大きい本県において、道路整備は喫緊の課題であるということに改めて認識いたしました。

それでは、地域高規格道路「都城志布志道路」に関連して質問します。

初めに、都城志布志道路の宮崎県側の残り区間であり、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 都城志布志道路の都城インターチェンジから乙房インターチェンジにつきましては、現在、国が整備を進めているところであり、令和6年度の開通に向けて、橋梁工事や道路改良工事が進められております。

これらの区間の整備が完成しますと、宮崎県側の区間が全て開通し、都城志布志道路全線の約93%が供用されることとなります。

都城志布志道路は、防災、経済、医療など様々な分野への波及効果が期待されているため、引き続き、国や鹿児島県と連携を図りながら、早期の全線開通に向け、予算確保などに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 令和6年度開通予定ということですので、最長で令和7年3月末まで、残り1年半の期間を残すこととなります。まだまだ先は長いと認識しております。

さて、現在の宮崎県側の終点となっています乙房インターチェンジ付近ですが、朝夕の通勤ラッシュ時はもとより、平日午前中も渋滞が見受けられます。渋滞の原因の一つは、乙房インターチェンジを降り、北側に位置する乙房交差点で、東側へ右折する車両に起因するものではないかと認識しております。

この流れに起因する渋滞については、残り区間が開通すれば大きく緩和されることと思いますが、最長で1年半の期間を残しております。

乙房インターチェンジ開通が令和4年3月12日、そこから数えますと、実に3年間という長い期間、渋滞が発生する見込みで、渋滞緩和の対策が必要と考えます。

また、残り区間が開通した後についても、交通の流れが大きく変わり、今度は乙房交差点の西側から乙房インターチェンジ方面へ向かう車両が増加すると考えられます。

そこで、乙房インターチェンジ付近における、残り区間の開通前及び開通後の渋滞緩和策を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察におきましては、令和4年3月12日に、横市インターチェンジと乙房インターチェンジの間が開通した後、同インターチェンジに接続する県道御池都城線と財部庄内安久線とが交わる乙房交差点において、同インターチェンジから国道10号に向かう右折車両の交通量が増加していることを把握しております。

当該交差点につきましては、令和4年4月8日から踏切などの道路環境を考慮した上で、交

通渋滞を緩和するため、右折矢印信号の延長をしております。都城志布志道路の全線が開通するまで、交通流の変化に応じて、引き続き信号機の調整を実施していきたいと考えております。

また、全線開通後も、交通量を確認しながら、随時、同様の渋滞緩和策を実施してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。渋滞の状況については、乙房インターチェンジ開通後に交通量の増加を把握し、現在も信号機の調整で対応いただいているということです。

この乙房交差点は、もともと交通量も多く、付近に踏切があるなど、渋滞発生の要因も抱えています。調整のバランスを取るのが難しいと思いますが、引き続き、交通の状況を確認いただき、対応をお願いします。

また、残り区間開通後についても、交差点の東西の右折信号の設置も視野に入れ、渋滞緩和に向けた対応を併せてお願いいたします。

さて、交通量の増加に伴い心配されますのが交通事故です。乙房交差点では、実際に車両が歩道に乗り上げる事故や接触事故も発生しています。現在は、ラバーポールやポールコーンとも呼ばれる、白いラインが3本入ったオレンジ色の軟らかい棒が1本だけ設置されています。

乙房交差点付近には乙房小学校もあり、毎日多くの児童が交差点を横断して通学しています。また、自転車で中学校や高等学校へ通学する生徒も存在します。

交通量の増えている乙房交差点における通学児童・生徒の安全対策が求められますが、その取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 通学路の安全対策につきましては、「通学路交通安全プログ

ラム」に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備を進めているところであります。

議員お尋ねの乙房交差点につきましては、昨年度行った、地域の方々や学校、市町村、警察などとの通学路合同点検において、近年、交通量が増加していることから、さらなる安全対策が必要との指摘がありました。

このため、歩道上で信号待ちをしている通学児童・生徒の安全を確保するために、車両用防護柵を設置することとしており、来月上旬には完了する見込みであります。

県といたしましては、今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。自治会やPTAなどからも安全対策への声が上がっていたと思います。来月上旬には車両用防護柵が設置完了ということで、大変安心いたしました。引き続き、交通量が増加している箇所への安全対策をお願いいたします。

都城志布志道路と周辺の整備について質問させていただきました。

都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の残り区間の開通まで残り1年半。渋滞緩和を目的とした地域高規格道路の整備により、一時的に渋滞が起こるというジレンマが発生しています。これは、これまで終点となっていた、横市インターチェンジや平塚インターチェンジなどでも同様に発生していた問題です。

道路の完成により、利便性の向上や、防災、経済、医療と様々な効果が期待できますが、完成までの期間、どうしても渋滞や安全面の問題が発生します。その間、沿線やインターチェンジ付近の住民は、日々、騒音や振動などに悩まされながら生活しています。

災害の渋滞緩和策は、1日でも早く全線開通することです。引き続き、国や鹿児島県とも連携いただき、早期全線開通に向け対応いただきますよう、知事、そして関係部局にお願いいたします。

本日は、就職氷河期世代の問題、ひきこもり支援、県土整備について質問させていただきました。いずれも国や市町村と連携が不可欠です。「国と地方はそれぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応していくことが重要」、冒頭の知事のお言葉をお借りしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、一般質問を進めてまいりたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、本日傍聴にお越しくございました皆様、また配信動画で御視聴いただいている県民の皆様、ありがとうございます。

今日は、傍聴席には、日頃からお世話になっている皆様がお越しくくださっています。大変力をいただきます。また、インターンシップでお世話になっている皆さんも、今回駆けつけてくださいました。

まずもって、4月の選挙におきまして御支援いただき、誠にありがとうございました。この場に登壇できるありがたさと責任の重大さを改めて感じております。

初登壇に当たりまして、私のプロフィール等のお話をさせていただき、議員としての思いと決意をお話しし、質問をいたします。

私は、大学卒業後に上京し、32年間の一部上場企業での事業経験を踏まえ、郷里宮崎へUターンし、この場に立たせていただきました。

初めて政治に携わり、4か月半ではございますが、私の使命は、県民の皆様の福祉に貢献することはもちろんでございますが、東京で培ってきた経験や人脈、情報を宮崎につなぎ、宮崎の発展に寄与することだと改めて思いを新たにしたいところでございます。

地元こだわりの宮崎に関わる大きなきっかけは、私が大学2年時に1年間、渡米した際、アイスクリーム店でアルバイトをしていた同世代の女性の一言にあります。

その言葉は、「Do you know KABUKI ? (歌舞伎を知っていますか)」という言葉であります。この言葉が私の大きな転機になったと言っても過言ではありません。

このことは、18年間、日本で教育を受け、三味線の名取りとして、そして剣道も小学生低学年から続けていたこともあり、日本の文化等に詳しい、そう思っていた私に、自国についての知識不足を突きつけてくれました。

学生時代に海外へ憧れてアメリカに渡ったわけですが、学んだことは、自国のこと、自分のルーツを学び、知ることの重要性でございました。

帰国後、1986年からの宮崎大学での学生時代は、町や村おこし、そういった地域活性化の機

運の中で、郷里高岡町での祭り、映画祭といったイベントを邁進する学生生活を送り、そのときに郷土に対する思いを醸成することになったわけです。

その後、就職は東京となりましたが、32年間企業に従事しながら、郷土の会の運営を先輩から任せられ、在京県人会の役員を経て、この場に立たせていただきました。

前職では、営業・マーケティングを主とし従事しました。企業は、売上げを上げ、利益を向上させ、社員の福祉を守り、納税する、そして成長していくことが求められます。会社では、日々数字とにらめっこの生活を送ってまいりました。

県もやはり成長していくためには、県民の皆様の福祉を担保し、県内総生産を向上させるために利益を追求していく必要があると感じます。この利益イコール付加価値が上がれば、県民の皆様の所得の向上にもつながり、企業や事業の成長も実現できます。そして税収の向上にも連携していきます。

宮崎県をオール宮崎の事業体とするならば、成長のみならず、付加価値を生んでいく施策を展開し、稼げる県にしていく必要があると確信します。

そこで、付加価値を生み出していく県の取組について、知事の政治姿勢をお伺いしたいと存じます。

また、知事は、4期目を迎えられ、知事会の中でも存在感が高く、全国知事会における副会長及び地方税財政常任委員長を務められています。

ある記事で知事は、「本県と同様の課題を抱えている地方の声を代弁するため」、そして「地方が発展することが日本の発展につながる

という、自治省時代からの思いを宮崎から実現していく」とお話をされていましたが、大変印象に残っております。

宮崎を中央に、そして世界につなぎ、様々な行政関係者や宮崎ファン、宮崎出身者を巻き込まなければ宮崎の発展は望めないと確信します。県外の関係者とのつながりを本県の発展に生かしていくことが重要だと思います。知事のこの点に関するお考えを伺います。

以上を壇上からの質問とし、あとの質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、付加価値を高めるための施策展開についてであります。

議員御指摘のとおり、産業活動における付加価値を高めて経済成長を図り、県内総生産や県民所得の向上につなげることは、県政の発展を図る上で大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、本県の強みであります農林水産業を生かし、県内における加工・製造により付加価値を高め、外貨を稼ぐフードビジネスの振興をはじめ、地域経済を牽引する次世代リーディング企業やスタートアップ企業の育成、企業誘致・観光振興などに、官民一体となって取り組んでいるところであります。

また、このような取組を通じて好循環を創出し、医療・福祉や教育の充実、安全・安心の確保など、県民の幸福度向上につなげることも重要であります。

今後も、「人」「暮らし」「産業」の各施策を戦略的に展開しながら、本県のさらなる魅力や価値の向上を図り、安心と希望、そして活力にあふれる県づくりに尽力してまいります。

次に、県外の関係者とのつながりについてで

あります。

本県は、豊かな自然や農林水産資源に恵まれている一方で、大消費地から遠く、都市部のような人・物・金・情報の集積に乏しいというハンディを背負っているわけであります。

したがって、県民の総力を結集して取り組むことはもとより、本県出身者をはじめとする県外の本県関係者、団体とのつながりを最大限に生かしていくことも、大変重要であると考えております。

このような考え方の下、これまでも県政の推進に当たりましては、個人や企業のふるさと納税、企業・団体との連携協定に取り組むとともに、みやざき大使やみやざき応援隊など様々な仕組みの中で、多くの宮崎ゆかりの皆様、本県の経済活性化や地域づくりなどの幅広い分野で大いに貢献をいただいております。県外の県人会とのつながりも同様であります。

私自身も知事としての任期を重ねる中で、全国知事会等での役職を担うことをはじめ、培ってきた国との太いパイプをはじめ、経済界、スポーツ、県人会の方々など、県外の、そして国外の多くの皆様と個人的なつながりを深めてまいりました。

今年10月には、宮崎県人会世界大会が開催されます。ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築しようとするもので、開催後もそのネットワークを生かし、日本一の宮崎牛等の食や、神話、スポーツ環境など、世界に誇れる宮崎の魅力を国内外に向け発信し、交流人口の拡大や観光、物産の振興など、本県の活性化につなげてまいります。

今後とも、ふるさと宮崎の希望と活力あふれる将来を切り開くべく、私がこれまで丁寧に築き上げてきた人脈も含め、県内外の宮崎を応援

する皆様のネットワークをさらに強固なものとし、私がおの点、先頭に立って、総力を結集した県政運営を力強く進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 知事の御見解をいただきました。この2点の重要性を改めて共有させていただいたところでございます。付加価値を高める意識を皆様とさらに醸成し、宮崎ファン、宮崎関係者の裾野を広げていくことを、私も全力で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、財政支出の財源確保についてお伺ひいたします。

本県を再生させ、成長軌道に乗せるためには、付加価値を生む分野に積極的に投資すべきであると考えます。

野崎議員の代表質問で答弁がありました。令和4年度の決算状況を踏まえると、当県の財政は健全性を維持していると確認したところであります。

投資余力を生むためには、義務的な歳出をできるだけ抑制していく必要がありますが、社会保障関係費などの財政需要は、今後も増加すると見込まれます。

本県の成長につながる財政支出の財源を確保するために、どのように取り組んでいらっしゃるのか、知事のお考えを伺ひます。

○知事（河野俊嗣君） 本県を新たな成長軌道に乗せ、飛躍させるためには、御指摘のとおり、社会保障関係費などの義務的な財政需要の増加に適切に対応しつつ、その時々様々の政策課題に的確に対応していくための政策的経費を確保・措置し、本県の強みをさらに伸ばしていく必要があります。

そのため、歳入確保策として、産業振興など

の取組を通じ、地域の稼ぐ力を高め、将来の税収の増加につなげるとともに、国庫支出金や、交付税措置のある有利な県債の積極活用に加え、企業版ふるさと納税など、寄附金の確保などにも取り組んでいるところであります。

さらに、全国知事会地方税財政常任委員長として、本県をはじめとする全国共通の課題であります、一般財源総額の確保・充実などを図るため、地方税財政制度の見直しを国に強く求めているところであります。

引き続き、本県のさらなる成長を図る施策を展開していくため、歳入確保に積極的に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 県の財政の健全性を図りながら、企業でいう利益を向上させていく。言い換えると、付加価値を向上させる投資をしっかりと行っていけるような財政運営を強化いただくようお願いいたします。

本日も新聞の記事に企業版のふるさと納税が出ておりましたけれども、そういった財源を確保していき、各部局としっかりとした取組をお願ひしたいと思っております。

そして、その実である各部局の政策に連携されて、初めて県民の皆様への還元につながると確信しております。

まず、食と農の価値向上の施策について、「みやざきフードビジネス振興構想」について伺ひます。

県産品の付加価値を高めて、産業競争力強化や地域活性化を目指す「みやざきフードビジネス振興構想」が改定されました。令和5年度から8年度を期間として、飲食、観光業などの飲食関連産業生産額1兆6,000億円を目標に、官民一体で施策を推進するとしています。

同構想は平成25年に制定され、一定の成果を

上げてきたという認識です。フードビジネス振興構想について、改定の背景と今後どのような姿を目指していくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） フードビジネスにつきましては、平成25年3月に構想を策定し、豊富な農林水産物という本県の強みを生かした食関連産業の成長産業化を目指して、様々な取組を推進してきたところであり、一定の成果を上げてまいりました。

一方で、さらなる高付加価値化や生産性向上などの課題もあり、また、近年のコロナによる消費行動の変化や、環境負荷に関する意識の高まりなど、フードビジネスを取り巻く環境も大きく変わっております。

このため、今年6月に構想を改定し、これまでの産地加工の推進や6次産業化などの取組に加え、新たに首都圏や海外に向けた戦略的な販路開拓、食関連事業者の規模拡大に取り組むとともに、フードテックなどの先端技術の導入を推進し、フードビジネスのさらなる発展につなげてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎再生に向けて、全庁での重要な構想になると確信します。積極的な推進を要望いたします。

続きまして、食品製造業者付加価値向上への取組についてお伺いします。

宮崎県は、農業産出額が令和3年度は全国第4位を誇ります。それに対して、食料品・飲料等の出荷額は全国22位となっています。

このことは、県内で生産された豊富な食材がそのまま出荷されていると、県外で加工され、素材供給型の産業構造が変わっておらず、付加価値をつけていく伸び代があると確信いたします。

本県の食品製造業の付加価値を高めていくために、どのような支援を行っているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 食品製造業の付加価値を高めるためには、魅力ある新商品の開発、食品の安全管理、生産体制の強化が重要と考えております。

このため、食品開発センターによるフード・オープンラボ等の設備や、ノウハウを生かした技術支援のほか、県産素材を活用した商品開発の経費への支援を行っています。

また、第三者認証の取得や衛生面の施設改修への補助を行い、安全管理に係る信頼性を高めることで、海外展開も含めた取引拡大を促しています。

さらに、さきの6月補正により、県外に流出する食品加工を県内に取り戻すことなどを目的に、新たに、受託製造や事業拡大のための設備導入の支援に取り組み、生産体制の強化を進めております。

今後とも、人材育成を含め、付加価値向上に努めてまいります。

○本田利弘議員 宮崎県の産業活動の付加価値を上げていくために、豊富な素材を活用し、加工品に結びつけていくための食品製造業者への支援をよろしく願いいたします。

続きまして、ローカルフードプロジェクトについてお聞きいたします。

フードプロジェクトの一環として、これまで、1次産業者が2次、3次への事業を拡大する、6次産業化が図られてまいりました。今後は、農林漁業者や加工、販売業者らの連携を強化し、「餅は餅屋」で強みを出し合い、高付加価値化を図る取組が重要と考えます。

具体的な施策として、農林水産省が令和3年

度から、地域食品産業連携プロジェクト、ローカルフードプロジェクトを推進されております。課題はあるものの、本県は全国トップの取組と、県内外の事業者から伺っております。非常に期待しているところであります。

そこで、本県におけるローカルフードプロジェクトの現状と今後の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、県では、農林水産物の高付加価値化に向け、多様な食と農の関係者が連携し、それぞれの強みを出し合いながら、新ビジネスの創出に挑戦するローカルフードプロジェクト——略してLFPと申しますが、このLFPを推進しております。

令和3年度に設立しましたLFPの推進母体であるプラットフォームに、8月末現在で234の事業者が参画しており、具体的には、県産の小麦を活用したギョーザや、未利用の魚肉を原料としたハンバーガー用パテの開発など、これまで計21件のプロジェクトを支援しているところです。

今後とも、このような推進体制の下、フードビジネスの関係部局と連携しながら、開発された商品等の情報発信や販売促進にも取組を拡充するなど、LFPの取組を一層強化してまいります。

○本田利弘議員 様々なビジネスが生まれていく可能性に満ちあふれている取組だと思えます。今後ますます取組が広がり、スピード感がますます加速する支援をお願いいたします。

続きまして、農業振興と農業従事者を守る施策についてお伺いいたします。

まず、所得安定対策についてでございます。

ウクライナ危機に端を発する異常な物価高騰

は、農家経営の生産コスト圧迫に拍車がかかり、肥料や飼料、燃料、電気などのエネルギーの物価上昇にとどまりません。

働き手の不足と人件費の上昇、さらには2024年問題など、農畜産物の流通に関わる問題もあり、農業者への経済負担は増え続けています。就農者やJA関係者から直接話を伺うことも多い中で、悲痛な声が上げられております。

農畜産業の所得安定化に向けた物価高騰対策について、県はどのように取り組んでいらっしゃるのか、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 燃料や飼料等の価格高騰が長引いております、こうしたコスト増の価格転嫁がままならない農畜産業の経営が非常に厳しい状況にあるという声は、生産者をはじめ多くの方々から、私自身も直接伺っております。

全国有数の食料供給基地である本県にとりまして、基幹産業である農畜産業を守ること、そして食の安全保障が叫ばれる中で、この食料供給機能を保っていくことというのは、非常に重要な課題であると認識しております。

このため、県としましては、昨年度に引き続き、燃料やビニール等の資材、肥料、飼料に対する価格高騰対策や、耕畜連携による地域資源の有効活用に向けた取組に加え、経営安定のための技術支援やコンサル等を行っているところであります。

また、不安定な国際情勢等によりまして、燃料や飼料等の価格が高止まりすることが懸念されることから、私は、あらゆる機会を捉え、国に対して、農畜産業におけるエネルギーや飼料等の価格高騰対策の拡充・強化を要望しているところであります。

今後とも、価格高騰の状況や国の動向も注視

しながら、農畜産業の所得の安定化につながる支援を継続的に行ってまいります。

○**本田利弘議員** 国、県の対策補助に関しましては、単年度であり、不安は隠せないというような声も上がっております。先々も見据えて、県民の皆様の声にしっかりと応えた施策展開を強く要望いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、新規就農者の状況について伺います。

2022年の県内新規就農者数は389人で、3年連続で減少している状況であることが新聞でも報道されました。農業法人などへの就農者が減少したことが原因で、給与など待遇面が影響していると見て、国や県が就農支援策の活用を呼びかけるなど実施されているようです。

新規就農者の直近の状況と課題、そして新規就農者確保の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長(久保昌広君)** 御質問のとおり、新規就農者数は3年連続で減少し、令和4年は389人となりましたが、このうち自営就農者は、就農トレーニング施設での研修や資金面の支援など、サポート体制の充実により、前年より5人増加し166人でした。

一方、雇用就農者は、21人減少し223人となり、県の調査でも、約4割の農業法人が人材不足と回答するなど、対策が急務となっております。

このため県では、農業法人での「お試し就農」や、トイレなど働きやすい環境整備に対する支援により、雇用就農の促進を図っております。

令和7年の新規就農者の目標数である500人の達成に向け、今後とも、関係機関と連携し、就

農しやすい環境づくりを進め、新規就農者の確保に努めてまいります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。

さらに関連質問でございますけれども、本年も台風第6号の影響や線状降水帯の発生による豪雨により、耕作地の浸水も発生している状況でございます。新規就農者の皆様から、就農に関して事前情報の説明、特に農地情報について伝わっていないとする声もいただきました。

就農希望者に対する農地情報の提供の在り方について、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長(久保昌広君)** 近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、農業分野でも大きな被害が生じており、御質問の新規就農者にとりましては、農地や農機具等の取得に多額の初期投資を行うため、特に深刻な問題であります。

このような中、国は、今年3月に農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるように、必要な情報提供や啓発、適切な助言等を行うよう、各都道府県に通知したところです。

県としましては、この通知を市町村や農業委員会等に速やかに周知したところですが、引き続き農業委員等に研修会等で啓発を促すとともに、就農希望者に対しても、ハザードマップの確認等によって災害リスクを十分把握できるよう、様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

○**本田利弘議員** 農業を志される皆様は、当県にとって金の卵であります。1次産業立県であり、基幹産業でもある農業について、待ったなしの取組であり、付加価値を上げていくために欠かせないものであると思います。引き続き、よろしく願いいたします。

次に、環境森林施策について、森林環境譲与

税の状況について御質問いたします。

宮崎県の森林面積は県土の76%であり、地球温暖化防止や災害防止・国土保全等の公益的な機能を有する森林の整備を促進するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

森林環境譲与税は、令和元年度から全国の自治体へ譲与が開始され、その財源となる国の森林環境税は、来年4月から県民の皆様への課税が始まります。

このような中、森林環境譲与税は、制度開始5年目を迎えた今でも、全国的に見てみると、自治体によっては譲与税の執行率が低いという報道もあります。

そこで、県内の市町村における森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林環境譲与税は、県内の市町村に、令和元年度からの4年間で約37億7,000万円が譲与されており、その約6割に当たる約24億3,000万円が、森林整備や人材育成・担い手確保、木材利用などの施策に活用されております。

一方、未活用の譲与税については、基金等で管理されており、市町村はこの基金等を活用し、地域の実情を踏まえて、森林経営管理制度に係る将来の森林整備や、公共施設の木造・木質化などに計画的に取り組むこととしております。

なお、令和5年度の配分額に対する執行率は108%と見込まれており、県では今後とも、譲与税が積極的かつ効果的に活用されるよう、市町村を支援してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。公益的な機能を有する森林の整備を促進するため、

必要な費用を国民からひとしく負担する仕組みとして創設されているものであります。この目的を実現するためにも、しっかりとした活用をよろしくお願いいたします。

続きまして、再生林について御質問いたします。

宮崎県内民有林の再生林率目標は80%になっておりますが、現状では70%台であります。また、地域別の状況を見ると、県北地域に比べて、県央地区がかなり低くなっていると聞いております。

各地域において再生林率に差があり、抱えている課題は複合的ではありますが、利益追求型の皆伐を行い放置すると、森林の有する公益的な機能が損なわれるおそれがあります。森を守る視点、付加価値を得る視点から、再生林率の向上が求められております。

県では、令和5年度から再生林強化対策に取り組むこととしておられますが、具体的な3本の柱の中で、再生林の意識醸成及び推進体制の強化に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 昨年、県が実施したアンケート調査等によれば、森林所有者が所有している山林の価値を十分に理解しないまま、また、再生林の必要性や必要経費などに関する説明を十分に受けないまま売却している事例が多数見受けられ、再生林が進まない原因の一つになっています。

このため今年度から、新聞広告やチラシにより、県内の山元立木価格の相場や再生林の必要性、適正な伐採と再生林を実施できる林業事業者の周知を行い、再生林意識の醸成に努めることとしております。

さらに、再生林の担い手として期待される

「ひなたのチカラ林業経営者」の新規登録を促すため、林業事業者への指導・助言体制を整備したところであります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。持続可能な資源循環型林業を目指していくためには、再造林を強化する一方で、収穫した木材の需要の確保が必須であります。

さらに、木材価格を高い水準で維持し、森林所有者への還元と、再造林意欲を喚起することも必要であると思います。

続きまして、出口戦略についてお伺いいたします。

県産材の出口として、県内外を問わず、本県産材のよさをアピールするなど、幅広い市場エリアを開拓していくことが重要であると思います。

人口減少に歯止めがかからず、県内における住宅建設の減少が見込まれる中で、県産材の県外への販路拡大にどう取り組んでおられるのか、環境森林部長の御見解を伺います。

○**環境森林部長（殿所大明君）** 令和3年の製材品出荷量の約7割に当たる73万立方メートルを県外に出荷している本県では、住宅分野における取組に加えて、店舗などの非住宅分野や家具などについて、新たな販路の開拓を行っております。

特に、大消費地であり、本県とのフェリー航路がある関西圏では、建築士や商社等を対象としたセミナーや商談会のほか、本県での産地見学会を開催するなど、高品質で安定供給が可能な県産材の魅力を伝えるプロモーション活動を実施しております。

また、県外の住宅メーカーや木材流通事業者と連携協定を締結して、官民一体となった県産材利用を進めるなど、県外へのさらなる販路拡

大に向けて、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** さらにもう一步踏み込みまして、出口をさらに、海外マーケットも視野に拡大していく必要があると考えます。

海外への県産材の輸出拡大にどのように取り組んでいらっしゃるのか、環境森林部長に伺います。

○**環境森林部長（殿所大明君）** 昨年度の県産材の輸出額は約77億円と推計しており、このうち原木が約9割を占めていることから、より付加価値の高い製材品を輸出することが重要となっております。

このため韓国では、プレカットした木材と建築技術をパッケージにした輸出を進めるため、木造建築セミナー等による技術者の養成や、パートナー企業の開拓などに取り組んでいます。

台湾では、近年、木造建築への関心が高まっていることから、木材利用に関するセミナーの開催に加え、今年度から台湾林業試験場とのシロアリに関する共同研究などに取り組んでいます。

これらの取組に加え、新たな輸出先の開拓に向けたニーズ調査を行うなど、さらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。2022年、本県の杉丸太生産量が32年連続で日本一となった、うれしい発表があります。付加価値をつけるために、加工まで踏まえた製品の他県、海外への出荷を積極的に推進し、品質で評価される当県の杉材の需要拡大を目指したかじ取りをよろしくお伺いいたします。

続きまして、情報戦略についてお伺いいたします。

広報紙やチラシなどの紙媒体、県政記者室への情報提供によるマスメディアの利用に加え、県全体や事業ごとのホームページ、ユーチューブチャンネル、SNSなどにも取り組まれております。しかし、それだけでは伝わり切れないことも多くなっているのではないかと感じます。そして、掲載をアップすることが目的ではないかと思うような場面も多くあります。

情報提供に関して、県が東京で行うイベントは、これまでの情報提供ルートだと、県内メディアが取材して記事になることがあります。それでは県内の人に伝わっても、首都圏など県外在住者にはほとんど伝わらない状況だと言っても過言ではございません。県外に広く発信したい情報が、思うように県外に伝わらない状況にあります。

そこで、知事にお伺いいたします。情報戦略の重要性について、どのようにお考えか伺いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 情報戦略は極めて重要な課題で、これは自治体にとっても企業にとっても同様であろうかと考えております。

県民の皆さんに安全・安心な生活のための必要な情報を分かりやすく届け、県政に対する理解や関心を深めながら、県政への参画を促すこと、そういった観点からも重要でありますし、インバウンドが再開し、人々の交流が活発化していく中で、国内外の多くの方から「選ばれる宮崎県」を実現するためには、本県の様々な魅力を適時・的確に、積極的に伝えていかなくてはならないと考えております。

アメリカ大使館の方に、九州という地域が観光地としてどのように映っているか聞いたことがあります。まずは英語での発信、今旅行しようとする方は、ネットで検索して情報を得よ

うとしますので、英語での発信で検索に引っかからないと情報がないに等しいと、そのようなことも伺い、非常に印象深いことであります。

私自身も、日頃からSNS等での情報発信を行っておりますが、目的やターゲットに合わせて情報伝達手段を選択し、タイミングや表現を工夫しながら、伝えたいことがしっかりと伝わるよう、戦略的な発信は大変重要でありますし、難しいことでもあると考えております。

今、インターネットも含めてであります。取り扱われる情報量が飛躍的に発達している、言わば情報洪水のような状況の中で、いかに必要としている方に必要な情報を届けていくかということ、これは戦略的に取り組んでいく必要があるかと考えております。

今年侍ジャパンやラグビー日本代表合宿、G7宮崎農業大臣会合等で、宮崎のことが発信される機会にも恵まれました。来月には宮崎県人会世界大会が開催され、本県のファンや交流人口を増やし、観光誘客や移住等につなげるための絶好の機会でもありますので、こういった機会も活用しながら様々な媒体を効果的に活用し、戦略的な情報発信に心がけてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。まさしく戦略的な情報発信が非常に重要かと思えます。議員になって、各部門から説明や情報をいただくことが多いわけですが、これまで触れていないウェブページがあることにも気づかされました。部局、外郭団体がそれぞれによいものをお持ちではないかというふう感じております。

今回、アンケートサイト、グーグルフォームを使って、独自に「宮崎の情報サイトに関するアンケート」を9月7日から3日間、実施いた

しました。115名の方に回答いただき、県内在住者が55.8%、県外・海外在住者が44.3%、出身で見ると、宮崎県出身者が79.5%、県外出身者が20.5%の皆さんに回答いただきました。

宮崎県の公式観光サイト、みやざき観光情報「旬ナビ」を38.9%の方が活用しているという回答をいただきました。しかし、ほかのサイトを見ていきますと、情報の活用状況について低いスコアであることが確認できました。

皆様からは、「宮崎のリアルかつ詳細な情報が簡単に手に入る」など、ポジティブなものもありますが、「求める情報になかなかとどり着かない」「首都圏で宮崎県内の情報があまり伝わらない」との意見もあります。

今後、課題である交流人口、関係人口を増やしていく必要からも、県の情報を必要なときにタイムリーに入手できることが重要だと思われま

す。そこで、県として情報をしっかりと伝えるための具体的な取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 情報伝達手段の多様化が進む中で、ホームページやSNSなど、様々な媒体の特性を生かしながら、効果的な情報発信に努めております。

令和4年3月には、県ホームページをリニューアルし、海外の方を含め、閲覧者が情報を探しやすいよう、ページデザインや掲載情報の分類などを変更したり、食や観光、移住などの分野ごとに、本県の魅力を発信する場所をトップページに新設したところであります。

また、SNSを積極的に活用しながら、県ホームページへの誘導も図ることで、県内外の皆様が、本県の様々な情報に触れる機会を増やすとともに、職員の広報に取り組む意識やスキ

ルの向上にも取り組んでおります。

今後とも、伝えたい情報がしっかりと伝わるよう、工夫や改善を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎の価値を高めていくための情報戦略として、時代の変化に合わせて情報媒体をうまく活用する仕組みや、情報を発信する県職員の皆様の広い知識、メディア活用の意識づけが必要だと感じます。また、海外マーケットやインバウンド需要の開拓も視野に、多言語化などの対応も必要になると考えます。

アンケートで出されました、情報発信ツールと内容を整理する、誰のための情報か明確にするなどを考察して、全庁としての情報戦略策定を要望いたします。

続きまして、コロナ5類移行後について、御質問させていただきます。

新型コロナが5類感染症に移行となり、中止となっていた祭りの復活や、外国人観光客が回帰している中で、どうにか夏が戻ってきた感がありました。

一方で、5類移行後の全国の感染状況を見ていくと、夏場に入り、九州、沖縄を皮切りに感染が増加し、現在は東日本を中心に感染が増加しております。

5類移行直後の全国約5,000の定点医療機関からの報告者数は約1万3,000人でしたが、9月15日公表の直近1週間の報告者数は、約10万人以上まで増加しております。定点当たりの報告数で見ても、5類移行直後は2.6でしたが、直近1週間は20.2まで増加しております。

こうした状況を踏まえ、5類移行後の県内の感染状況と、感染状況に応じた県民の皆様への意識喚起の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 新型コロナは5類移行後、緩やかな増加傾向にありましたが、過去3年と同様、夏場に入り、人の移動等による接触機会の増加により感染が拡大し、7月下旬には定点当たりの報告数が27.2、1日当たりの新規感染者推計値も1,000人を超える状況まで増加したところであります。

県では、5類移行後、独自の感染状況区分を設け、県内外の感染状況を可視化するとともに、感染増加の傾向を捉え、知事会見や新聞、SNS等による県民へのきめ細かな情報提供、注意喚起を行ってきたところであります。

直近の定点当たりの報告数は、7月ピーク時の報告数からは減少しておりますが、依然として多くの感染が確認されていることから、引き続き感染動向を注視し、適時適切に注意喚起を行ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

関連質問でございますが、公費支援の取扱いと、県の対応について伺いたいと思います。

新型コロナが5類感染症に移行しても、高齢者や基礎疾患のある方に感染すれば、重症化するリスクも残っているわけでありまして。5類移行後の対応として、新型コロナ患者に関わる病床を確保するための病床確保料のほか、患者等に対する公費支援がなされております。

具体的には、外来医療費のうち高額であるコロナ治療薬については、本人負担分について、入院医療費については、高額療養費自己負担限度額から最大2万円を限度に減額する形で公費支援がなされております。これらの措置が9月末までとなっております。

そこで、その後、制度についてはどうなるのか、10月以降の医療提供体制及び患者等に対する公費支援の取扱いと県の対応について、福祉

保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 新型コロナの5類移行に伴い、県は、幅広い医療機関による医療提供体制の確保をはじめ、医療費の急激な負担増を避けるための公費支援など、9月末までの時限的な措置として取り組んできたところであります。

こうした取組の10月以降の取扱いについて、国は、病床確保料の支給対象期間を感染拡大時に限定することや、医療費に係る公費支援を段階的に縮小しながらも延長するとの方向性を示したほか、受診相談や症状悪化時の相談窓口の設置や、高齢者施設等に対する各種施策も継続するなど、冬の感染拡大に備え、一定の配慮があったものと考えております。

県といたしましては、国の方針を踏まえ、各種施策を継続するとともに、県民や医療機関が混乱することのないよう、丁寧な周知に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 継続をありがとうございます。引き続き、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

今後のコロナ対応の支援についてということでお伺いいたします。

医療・介護・福祉施設に従事されている皆様は、5類移行後も仕事を取り巻く環境は変わっていない状況です。さらに言うと、施設を訪問される方の意識や行動などが日常化している中で、さらに気を使う場面は増えている状況だともお聞きします。

従前から人手不足が指摘されている高齢者施設等においては、今後も、コロナの集団感染やその対応のための労働力確保、感染対策のために購入する衛生用品等の経費、いわゆるかかり増し経費の発生が懸念されます。

そこで、高齢者施設等において、5類移行後も感染対策が大きな負担となっている中、今後、県はどのような支援に取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 高齢者施設等におきましては、5類移行後も職員の方々が自らウイルスを持ち込むことのないよう、また施設内で感染拡大することがないよう、高い緊張感を持って感染対策に取り組まれておられることに、改めて感謝申し上げます。

県としましても、重症化リスクの高い高齢者等を守るために、施設訪問時におけるマスク着用の推奨など、感染対策に係る県民への周知に取り組むとともに、施設職員を対象とした検査のためのキット配付や、高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助を継続するほか、陽性者発生後のサービス継続に係るかかり増し経費についても、当面、支援を続けていくこととしております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。先ほども出ましたけれども、冬場にかけてインフルエンザの影響も出てくるリスクが高まる可能性があります。コロナ感染症対策も、引き続き、基本に基づいた、できる限りの対応を要望いたします。

県央地区公共土木施設における災害復旧工事について伺います。

昨年、令和4年度の台風第14号の復旧状況に関しては、公共土木施設の被害件数は、県及び市町村でトータル1,388件、金額にして347億円に上りました。今年、令和5年度の台風第2号、第6号の豪雨による被害で、さらに218か所が災害に見舞われる状況になっております。

令和4年度、台風第14号の影響で、県央地区の河川復興規模としては最大である高岡町片前

地区について、国による災害査定が翌年になるのは、時間がかかっているのではないかと聞いた声も上がりました。

公共土木施設における災害復旧工事着手までの手続について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 公共土木施設において災害が発生した際には、施設管理者は直ちに、測量や調査、設計、工事費の積算など、必要な資料作成を行い、その後、国が現地で復旧の範囲や工事費を決定する災害査定が行われます。

災害査定は、発生から2か月以内に行うこととされておりますが、昨年の台風第14号では、平成17年以来となる大規模な災害であったことから、最後の査定を終えるまでに5か月の期間を要したところであります。

査定後は、速やかに復旧工事に着手することとしておりますが、用地取得が必要な箇所や出水期に施工できない箇所など、工事着手までに時間を要する場合があります。このような場合には、応急対策を実施し、豪雨等による被害拡大の防止に努めているところであります。

○本田利弘議員 状況は大変よく理解できました。ありがとうございます。復旧に向けて、できるだけスピードある対応をよろしく願いいたします。

当地区の復旧スケジュールに関して伺います。

当地区について、地域住民の皆様にとって、次の災害につながるのではないかとする心配や、大規模な工事になることから、復旧に向けての作業道の敷設などについての声も出されている状況です。

宮崎市高岡町片前地区における大淀川護岸崩

壊箇所の復旧スケジュールについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 片前地区の大淀川の護岸につきましては、昨年の台風第14号により約290メートルの区間が崩壊したところがあります。

本箇所は、出水期を避けて施工する河川内の工事であり、工事着手までに時間を要することから、これまでに、大雨による出水に備え、応急対策として大型土のうを設置しております。

復旧工事のスケジュールにつきましては、全体を6工区に分けて、それぞれの工区を並行して行うことで早期完成を図ることとし、今年6月に契約しております。

現在は、仮設道路等の準備工事を行っており、来月から護岸本体の工事に着手し、来年3月の完成を目指しているところであります。

施工に当たりましては、地元の皆様へ工事の状況など情報を発信しながら、被災箇所の早期復旧に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後も、台風、線状降水帯の発生による豪雨で、今年も出水が考えられます。当地区の住民の皆様への対応が発生する場合は、施工関係会社、宮崎市、高岡土木事務所等との連携を図り、しっかりとした対応を要望いたします。よろしくお願いたします。

次に、宮崎県物産貿易振興センターについてお伺いします。

新宿の新南口を出てすぐ、サザンテラスに構える新宿みやざき館KONNEは、今年でオープンして25年目の歴史を刻み、首都圏在住の宮崎出身者、ゆかりの皆様には、なくてはならない存在でございます。

また、宮崎に足を踏み入れたことのないお客

様も、KONNEにとりこにされる方もいらっしゃるかと認識しております。私も大変お世話になっております。

昭和29年、宮崎県物産協会設立以降、現在はウェブ通販の台頭、ふるさと納税の積極的な活用など流通も大きく変化し、取り巻く環境は大きく変化してきております。

公益社団法人宮崎県物産振興センターの役割をどう捉えていらっしゃるのか、商工観光労働部長の見解をお願いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎県物産貿易振興センターは、県産品の国内外への販路開拓及び需要拡大を図り、本県の経済発展に寄与することを目的として設立された、県内事業者を主たる会員とする公益社団法人であります。

センターは、主にアンテナショップにおける県産品のPRや販売、販路開拓に意欲的な事業者に対する商談機会の提供、催事等への出店支援などを通じ、本県の物産振興の牽引役としての役割を担っております。

県としましては、センターが、県内全域の事業者を対象に、販路開拓などの支援を担う唯一の公益的団体でありますことから、今後とも、物産貿易振興センターと緊密に連携を図りながら、県産品の販路拡大やPRに取り組んでまいります。

○本田利弘議員 重要性がよく分かります。

関連質問でございますけれども、国内及び香港の5か所のアンテナショップは、県内事業者や首都圏在住の宮崎出身者、各地のお客様からの期待も大きい状況だと十分に分かりました。

アンテナショップでは、店内での県産品販売プロモーション、観光のイベントが実施されているという報告もありましたけれども、アンテ

ナショッポの状況と今後の展開について、商工観光労働部長に掘り下げて御見解を伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） アンテナショッポにつきましては、宮崎と新宿に県が設置し、県産品のPRや販売促進等に取り組んでおります。

特に新宿みやざき館KONNEでは、議員から御指摘いただいたとおり、平成30年のリニューアルにより、イベントスペースでの催事やレストランでの県産食材を用いた料理の提供、大型ビジョンによるPRなどを展開し、首都圏での情報発信拠点としての機能を発揮しております。

近年、博多や香港に民設民営のアンテナショッポも誕生し、本県の魅力を発信する新たな拠点となっております。

今後とも、アンテナショッポの機能強化、また、民間企業と連携した新たな販路開拓策にしっかりと取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。公益社団法人宮崎県物産振興センターは、宮崎県ゆかりの皆様の重要な拠点として、ポストコロナの運営体制の再強化など、役割はますます重要になってきていると存じます。引き続き、役割の充実に向けた支援をよろしく願いいたします。

最後に、宮崎県人会世界大会及び県人会支援について伺います。

宮崎県人会世界大会の開催まで、残すところ38日になりました。在京宮崎県人会の役員経験者として、この施策に対する期待を込めて御質問いたします。

国内の各地の県人会の課題として、役員、会員の高齢化等で継承が難しい状況になっていると感じます。また、会を運営する財源の問題な

ど、大きな課題に直面しております。

県人会会員と県民が交流する場をつくり、県人会の活動の活性化を図ろうと初めて開くこの大会が、県外、そして世界につながる大きなかけ橋になることを切に願っております。

宮崎県人会世界大会開催により見込まれる効果を開催後どのように生かしていくのか、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回初めて行います県人会世界大会には、国内外の県人会から約250名、県民の皆様約300名をはじめ、全体で700名以上の参加を予定しております。県民との交流や参加者同士の交流のほか、本県の文化等に触れ合う機会を設けることとしております。

私は、この大会の会期中に行われることも、もちろん重要ですが、その後の展開が極めて重要だと考えております。

この大会を通じて、国内外から参加される県人会の方々に本県の魅力を再発見していただくとともに、世代間交流を通じて、また県人会同士の横の交流を通じた県人会の活性化を図り、ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築したいと考えております。

大会開催後は、これらを本県の魅力発信や、プロモーションのさらなる展開につなげていくとともに、県民の国際理解・交流の促進や、国際社会で活躍する人づくりに取り組むなど、みやざきグローバルプランに掲げる「世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」の実現にもつなげてまいりたいと、このように考えております。

○本田利弘議員 今回初めて開催される宮崎県人会世界大会で、皆様がつながり、そして次への飛躍に結びつく大切な機会になります。今、知事からも御見解をいただきましたが、次に

しっかりと結びつけていくような大会にできればと思っております。

そして、県人会が宮崎ゆかりの皆様への心よりどころとして新たなステージに力強く羽ばたいていくためにも、それぞれが強くなり、宮崎の底力を世界で発揮できるよう、県としての支援を要望いたします。よろしく願いいたします。

以上、32年間の企業経験を踏まえ、この場に立たされた私として、県民所得の向上、稼ぐ力という視点から、付加価値にどう結びつけていくのか、また、その基盤、環境整備に向けた取組、そして宮崎をどう発信するのかといった視点で、今回、執行部の皆様の姿勢を伺わせていただきました。

宮崎県としても、コロナを克服し、宮崎再生に向けた大変重要な位置づけの年になります。私としては、政治家として新たな挑戦をしていく大変重要なステージになります。

県民の皆様、そして全国、世界の、宮崎を愛し、宮崎のために尽力したいという皆様の思いを受け、「宮崎の底力を掘り起こし、未来につないでいく」という私の使命を踏まえた初登壇の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。東諸県郡選出、自由民主党の日高利夫であります。

本日最後になりましたが、ようやく順番が回ってきましたので、しっかりと質問していきたいと思っております。皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、知事の政治姿勢について、3つの案件についてお伺いいたします。

初めに、資金繰りに窮している中小企業への経営支援についてであります。

令和2年から始まったコロナ関連融資、いわゆるゼロゼロ融資の実績は、先週の山下寿議員への答弁で、融資件数1万2,711件、融資額は約1,811億円にも上り、令和5年7月末現在の融資残高は、1万868件、約1,177億円となっているとのことでした。

このうち、約8割の事業者において元金返済が開始され、利子補給期間も今年度から順次終了しておりますが、売上げが回復せず、物価高や人件費上昇など、コストアップへの対応が迫られる中で、元金と利払いの返済負担が本格的に重くなってきております。

8月の宮崎再生対策特別委員会の調査におきましても、商工会議所や金融機関から、「売上げがいまだ回復せずに資金繰りがぎりぎりの状態である事業者が多い。3年の元本返済据置期間を6年まで延長できないか」とか「倒産はこれから増えるのではないか。今後も何らかの対策が必要ではないか」などの切実な意見が出されたところであります。

こうした厳しい状況の中で、今後の経営の見通しをしっかりと立てて、事業を立て直していくことが大変重要であり、そのためにも中小企業者の経営改善に向けた取組を県や金融機関、商工団体などが後押ししていくことが重要であると考えます。

また、こうした地方の窮状をしっかりと国に伝え、支援策の継続・拡充を求めていくことも必要であると考えます。

そこで、資金繰りに窮している中小企業者への経営支援について、知事の考えをお伺いいたします。

2つ目は、森林環境譲与税配分基準の見直し

についてであります。

先ほど本田議員からも質問がありました。県議会では、6月議会において、市町村が取り組む森林経営管理制度の推進に必要な森林環境譲与税について、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への配分を高めるよう、譲与基準の見直しを求める意見書を採択したところであります。

この税の目的は、温暖化防止、災害防止、国土保全等にあり、木材需要の拡大を図るとはいえ、30%もの人口比率によって配分される基準には、大いに不満が残るところであり、森林を守り育てる、森林面積の多い県や市町村への配分が優先されなければ、今後、国民に一律に森林環境税を課すことの大義が理解されないのではないかと考えております。

杉素材生産量32年連続日本一など、林業先進県として、本県がリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。

では、森林整備の推進に必要な森林環境譲与税の見直しについて、改めて知事の考えをお伺いします。

3つ目は、水田活用の直接支払交付金についてであります。

本県においては、飼料用稲、いわゆるWCS、加工用米、飼料作物などに対して、令和3年度は95億円余りの交付金が交付されておりますが、国において、昨年度、交付対象水田の見直しが行われたことから、今後、交付金が縮小されるのではないかと不安を持つ農家もいらっしゃいます。

特に、本県の水田農家戸数の約7割、面積にして5割は兼業農家であります。この兼業農家の多くは、WCSなどの交付金を受けながら水田を守っております。何としてでも、10アール

当たり8万円の交付金を堅持していただきたい。

また、令和5年度から、新たに米粉用米の10アール当たり9万円の交付項目が追加されました。米粉もこれからなんです。

交付金の縮小は、耕作放棄地の増加に直結すると懸念しております。本県の水田農業が維持され、農家の所得が確保されていくためには、本交付金は不可欠であり、今後とも十分な予算措置が必要であると思います。

では、水田活用の直接支払交付金の重要性について、知事はどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、中小企業者への経営支援についてであります。

県ではこれまで、物価高騰関連融資を実施するとともに、今年1月には、県独自の上乘せ補助により、事業者の保証料負担をゼロとする融資制度を創設するなど、資金繰り支援を行ってきたところであります。

現在、コロナ関連融資の元利返済の本格化や物価高などの影響もあり、今後、これらの課題に対処していくためには、議員御指摘のとおり、事業の将来見通しをしっかりと立てて、経営改善を図っていくことが重要であります。

このため、6月補正において、関係支援機関や複数の外部専門家を活用した伴走支援体制の強化や、支援を行う側のスキルアップを図るための予算を確保し、商工団体や金融機関等で構成します「県中小企業支援ネットワーク」の支援体制をさらに強化しているところであります。

今後とも、県内中小企業の窮状を国に訴えつつ、引き続き、経営支援の継続・拡充に向けて取り組んでまいります。

次に、森林環境譲与税の見直しについてであります。

森林環境譲与税は、森林の整備により、二酸化炭素の吸収をはじめ、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の持つ多面的かつ公益的な機能を適切に発揮させるために重要な財源となっております。

今後、森林経営管理制度の取組が広がることなどにより、森林整備量の増大が見込まれ、さらなる財源が必要となることから、今年5月、国に対し、森林の多い地域で十分な森林整備を行えるよう、譲与基準を地域の実情に即したものに見直すことを要望したところであります。現在、国において、検討が進められているものと認識しております。

先日、全国知事会の地方税財政常任委員長として、国の税財源に関する要望を行った際にも、与党税調の幹部と、この問題について議論となり、本県の実情についてもお伝えしたところであります。

今後とも、我が国を代表する林業県として、森林環境譲与税を有効に活用し、市町村と一体となって、2050年ゼロカーボン社会の実現や持続可能な森林・林業・木材産業の確立を目指してまいります。

最後に、水田活用の直接支払交付金についてであります。

水田活用の直接支払交付金は、水田を効率的に活用し、麦や大豆、野菜、飼料作物等の生産拡大など、我が国の食料政策において、大変重要な役割を果たしていると認識しております。

また、生産者への直接的な支援によって、足

腰の強い経営体の育成や、地域の特色を生かした産地づくりが進み、さらには、中山間地域における多面的機能の維持・強化にも貢献しております。

本県におきましても、この交付金を活用しながら、畜産業や焼酎メーカーと連携し、WCS用稲や加工用米など、多様な水田営農を展開しており、スマート農業技術の導入等による省力・低コスト生産の普及によって、30ヘクタール以上の大規模経営体の増加につながっているところであります。

今後とも、本交付金の維持・強化について、国に対し強く要望していくとともに、宮崎ならではの持続的な水田営農の実現に向けて取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

知事は、全国知事会の要職である地方税財政常任委員会の委員長を令和2年11月から務められ、今年4月には知事会の副会長に就任されました。黒木知事、松形知事に次いで、本県では3人目の副会長となられましたが、宮崎県人は、まだ誰もその先の景色を見た者はおりません。河野知事には、まだ見たことのないその先の景色を、ぜひ私たちに見せていただきたいものです。

さらに、郷土宮崎のために、山積する課題にしっかりと物を申せる知事として、たくさんの汗を流していただきますよう御期待を申し上げ、次の質問に移ります。

次は、コロナ後における本県の財政状況について伺います。

令和2年以来、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、我が国、そして本県においても、これまでにない日常生活の変化や経済への甚大な影響を受け、その対策に多大な労力を

費やしてきました。

しかし、今年の5月、新型コロナは感染症法上の5類に移行し、コロナ対策は一つの区切りを迎えたものと思います。

本県ではこれまで、新型コロナの感染対策や地域経済・県民生活を守るため、多額の予算が様々な分野に措置されてきました。PCRの無料検査やワクチン接種といった感染防止対策から、応援消費や旅行クーポンなどの消費喚起策まで、多岐にわたる事業を、そのときの感染状況や経済状況に応じて、適時適切に取り組んできたと認識しています。

そこで、これまでコロナ対策に投じてきた事業費総額と財源及び事業費の分野別内訳について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 新型コロナ対策に係る事業費総額は、令和元年度から4年度までの決算総額が1,961億円余、令和5年度予算額が繰越額を含め334億円余、合計2,296億円余を措置しております。

その財源内訳は、臨時交付金など国庫支出金が2,014億円余、中小企業融資等に係る基金からの繰入金などが152億円余、一般財源が128億円余であります。

また、分野別事業費は、感染防止対策と地域医療の確保に1,565億円余、生活困窮者対策など県民の命と暮らしを守るための支援に388億円余、地域経済の再生や応援消費対策に262億円余、DXの活用など本県の新たな成長につながる取組に79億円余であります。

○日高利夫議員 本県のコロナ対策事業費は2,296億円で、その財源のほとんどが国の財政負担により賄われているようですが、一般財源も128億円を投じたとのことでもあります。

その財源は、ここ数年の税収増や地方交付税

の追加交付などにより確保できたようで、このように、多額のコロナ対策費を要した令和4年度における一般会計の決算見込みが8月に公表されていますが、これを見ますと、財政関係2基金残高は565億円と一定程度確保されており、県債残高は前年度から1.5%減の8,441億円となるなど、現時点において財政の健全性は維持されていると思われま

す。しかしながら、県民生活や本県経済に多大な影響を与えている物価高等は継続している現状がありますし、本県の将来を見据えると、令和9年に予定されている国スポ・障スポ大会の開催に加えて、防災・減災、国土強靱化対策、さらには公共施設の老朽化対策など、中長期的に多額の財政需要が必要となるであろう多くの課題を抱えております。

そこで、今後も国スポや施設の老朽化対策などで多額の財政需要が見込まれますが、将来にわたる本県の財政状況の見通しについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、将来の財政状況を把握するために、必要となる歳出を可能な限り見込んだ今後10年間の財政見通しを作成し、新年度予算編成と併せて毎年度更新しております。

最新の財政見通しによります10年後の財政状況は、毎年度の収支不足を補う財政関係2基金が460億円程度確保されるとともに、県債残高につきましても、国スポ・障スポ大会の施設整備等により、一時的には増加しますが、現行の水準を維持できることから、財政の健全性はしっかりと確保できる見込みであります。

なお、社会経済状況や国の制度改正等によりまして、歳入歳出の見込みは変わりますので、引き続き、毎年度、財政見通しを更新し、的確

な財政運営に努めてまいります。

○日高利夫議員 中長期的な見通しを踏まえて、健全な財政運営がなされていることが分かりました。引き続き、財政の健全性の維持には細心の注意を払いつつも、本県の抱える課題には適切に対応していかれるようお願いし、次の質問に移ります。

次は、県有施設の老朽化対策についてであります。

国、地方ともに財政状況の厳しい中、公共施設の老朽化対策が全国共通の課題となっておりますが、宮崎県公共施設等総合管理計画では、今後50年間で道路や建物などインフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合は、約2兆1,230億円が必要となるが、長寿命化対策を講じることにより約1兆4,670億円へ、約6,560億円を圧縮できると試算されています。

ですから、今後も利用ニーズが高い施設は、建物の長寿命化や更新などを検討し、活用していく必要があると思います。

しかし、その一方、施設の老朽化が進み、かつ利用ニーズが低くなった施設は、統合や廃止、そして集約化などの思い切ったスクラップ対策により、施設数の最適化を進めていく必要もあると考えます。

では、公共施設はその必要性に応じ、民間への売却や貸付けなどを進めて、施設の総量を減らしていく必要があると思われませんが、県の考えを総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村達也君) 県では、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、行政ニーズや老朽化の状況等も踏まえ、建物系施設については、必要性が高いものは長寿命化や更新を、必要性が低いものは統合や廃止を行い、施設配置及び総量の最適化を進めていくこととしており

ます。

このため、施設類型ごとに、10年後の倉庫やポンプ室などの附属施設を含む必要棟数を検討した結果、令和2年3月末の保有棟数のうち、庁舎関連施設20棟、スポーツ関連施設7棟、警察関連施設4棟、病院関連施設4棟、職員宿舍関連82棟、その他施設2棟の合計119棟について、廃止を検討することとしており、それらの施設は、敷地を含め、国や市町村、民間等に売却や貸付けを行うなど、有効活用を図ることとしております。

○日高利夫議員 今、答弁のあった廃止予定の棟数の中には、県営住宅は入っておりませんが、近年、空き住戸が目立つ県営住宅も総量を減らす必要があるのではないかと考えております。

中でも昭和30年代から40年代に建設された、コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅は老朽化が進んでいるようですが、県営住宅の整理の中で、廃止するなどの対応も必要ではないでしょうか。

そこで、県営住宅の空き住戸の割合と、昭和30年代から40年代に建てられたコンクリートブロック造平屋建ての空き住戸の戸数について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 県営住宅の空き住戸は、建て替えなどのために政策的に入居募集を止めている住戸を除いて、令和5年3月末時点で1,655戸となっており、管理戸数8,628戸に対し、その割合は19.2%となっております。

なお、コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅につきましては、全て用途廃止の予定であるため、政策的に入居募集を止めており、入居戸数は84戸で、空き住戸は131戸であります。

○日高利夫議員 空き住戸の割合は19.2%のことですが、令和2年2月議会の時点では11.7%と聞いておりました。こうして空き住戸が増加する一因として、老朽化が進んでいることも影響していると思われま。

中でも、建築後50年を過ぎている老朽化の進むコンクリートブロック造平屋の入居戸数は84戸で、逆に空き住戸は131戸とのことですが、宮崎県営住宅長寿命化計画ではどのような内容となっているのでしょうか。

では、老朽化が進む県営住宅の整備計画について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅につきましては、適切に維持管理することにより、住宅の長寿命化と将来的な管理コスト縮減を目的として策定した宮崎県営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えや改修を行っております。具体的には、建設後の経過年数及び老朽化の状況に応じた建て替えや、予防保全として計画的な改修を実施しております。

このうち、コンクリートブロック造平屋建ての住宅につきましては、敷地が狭小で、駐車スペースの確保など現在の居住ニーズを満たす建て替えが困難であり、さらには、老朽化が著しく、改修による効果も見込めないことから、用途廃止をするものと位置づけているところであります。

○日高利夫議員 コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅については、用途廃止も検討しており、既に募集を停止しているとのことですが、現在の入居者の多くは高齢者だと思います。建築後50年を経過し、老朽化も進んでいますが、低所得者層の多い住宅でしょうから、建て替え等も現実的ではないと思います。

5軒に1軒は空いているなら、御高齢の入居

者には、より安全で災害にも強く、居住環境もよい中層の県営住宅への移転を促すことはできないのでしょうか。

では、耐用年数を越えた老朽化の著しいコンクリートブロック造平屋建ての県営住宅に住む入居者に対し、中層の県営住宅への転居を進める考えはないのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） コンクリートブロック造平屋建ての入居者に対しましては、これまで他の住宅への転居について依頼してきたところではありますが、入居者の高齢化が進んでおり、他の住宅に比べて家賃が安いことや、住み慣れた環境を離れたくないなどの理由により、転居が進まない状況にあります。

県としましても、老朽化が進むコンクリートブロック造平屋建て住宅から、中層の県営住宅などへの転居は必要と考えておりますことから、今後とも、入居者の意向を確認しながら、転居について要請するとともに、他県の取組等を調査し、対応を検討してまいります。

○日高利夫議員 気象庁によると、この夏の平均気温は、明治31年の統計開始からの125年で最高になったとの報道がありました。

電気代の高騰、物価高が続き、クーラーも節約された高齢の入居者もおられたはずですが、困っておられるお年寄りがいないか、ぜひ実態調査等をしていただき、高齢者に少しでも快適な住宅に住んでいただけるよう、新たな空き住戸対策の検討もよろしくお願ひし、次の質問に移ります。

次に、南海トラフ地震等の大規模災害時の輸血用血液製剤の安定確保対策について伺います。

私は役場職員でしたので、献血車が来れば必

ず400ミリリットルの献血をしておりましたが、平成25年に、宮崎県赤十字血液センターから「子供の頃の肝炎の既往歴があるため、今後は献血できない」という通知があり、結構ショックを受けた覚えがあります。

以来、平成25年2月26日を最後に献血をしておりませんが、7月18日付の宮日新聞に、本年4月、5月の本県の献血目標達成率が九州最下位との記事が出ておりました。

南海トラフ地震の発生が高い確率で予見されている中、このような状況で大規模災害が発生した場合に、医療需要に応じた必要な血液量が確保できるのか、大変心配になりました。

そこで、本県の献血の現状と取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 今年度8月末までの献血目標達成率は95.6%と目標を下回っている状況にありますが、現在のところ、県内の医療機関で必要な輸血用血液製剤は確保されております。

近年、10代から30代の若年層の献血者が減少傾向にあり、将来にわたる安定的な献血者の確保は、極めて重要となっております。

このため県では、毎年、みやざき愛の献血運動推進県民大会で、献血に功績のあった企業・団体等の表彰や、成分献血に協力いただいた企業・団体名の新聞掲載など、普及啓発に取り組んでおります。

特に、若年層の献血者確保のため、400ミリリットル献血が可能となる高校3年生全員への啓発リーフレットの配布、SNSを活用した情報発信などにも力を入れております。

○日高利夫議員 献血された血液から輸血用血液製剤が製造されますが、災害医療に必要とされる赤血球製剤については、有効期間が28日間

と短く、また冷蔵保存が必要となるため、災害支援物資や災害時緊急医薬品のような備蓄はできないと伺いました。

令和5年3月に修正された宮崎県地域防災計画には、日本赤十字社は、指定公共機関として自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑、的確に行われるように協力、援助すべき機関と規定されております。

このため、災害時においては、輸血用血液製剤は県血液センターが確保し供給する、さらに県内で輸血用血液製剤が不足する場合は、久留米市にある日本赤十字社九州ブロック血液センターを通じて確保に努めると明記してありますが、南海トラフ地震等の大規模災害時には、県内にある血液製剤だけでは不足することが想定され、他県から融通してもらうなどの対策が必要だと考えます。

では、南海トラフ地震等の大規模災害時においては、県は宮崎県赤十字血液センター及び日本赤十字社九州ブロック血液センターとどのような連携体制により、輸血用血液製剤の確保に取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 献血者の確保が難しい大規模災害時において、必要とする医療機関に輸血用血液製剤を供給することは大変重要であります。

このため、県内で血液製剤が不足する場合には、県血液センターから九州ブロック血液センターに調整を依頼し、全国から確保する体制が構築されております。

県は、災害時において、県内の医療機関へ血液製剤を確実に届けるため、県血液センターに被災状況や道路情報等を提供し、輸送ルートの確保に協力するとともに、陸路輸送が困難な場合には、ヘリコプター等による空路輸送の調整

てお伺いします。

県内の介護職員は、令和3年で2万1,730人です。県が令和2年度に推計した介護需給推計によると、令和7年度には2,647人、令和22年度には9,548人の介護職員が不足するとの予測です。

これまでも県では、人材確保のために様々な取組を実施してきましたが、今後ますます少子高齢化が進み、生産年齢人口が急減すると見込まれる中、介護分野だけでなく全ての産業において、人材確保は喫緊の課題となってまいります。

これまでと同様の取組では、県が不足すると推計する人材を確保することは、どう考えても私は無理であると思っております。

では、まず、介護人材確保のためにこれまで実施してきた取組と、今後の方向性について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、高齢者人口がピークを迎える2025年頃を見据え、介護の魅力発信など「新規就労の促進」、処遇改善加算等の取得促進など「労働環境・処遇の改善」、介護技術に関する研修の実施など「資質の向上」の3つの視点から対策を講じてまいりました。

しかし、今後、様々なニーズを有する要介護者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、介護サービスの質を確保しつつ、限られた人材で必要なサービスを効率的に提供することが重要になります。

県としましては、小中学生などに対する介護の魅力発信など、人材確保の取組をさらに充実させるとともに、介護ロボットやICT機器の活用等による介護現場の生産性向上についても一体的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 介護保険を利用するために必

要なケアプランを作成する専門家が、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーです。制度発足当初に誕生したケアマネジャーが年齢を重ね、平均年齢が上がってきており、高齢化が心配されております。

ケアマネジャーは、ケアプランを作成する介護保険制度の要であり、高齢者が制度を利用するためには必須の存在であります。

ケアマネジャーになるには、一定の条件を満たした受験者が、都道府県が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し、県に介護支援専門員登録を行う必要があります。

累計の登録者数は、毎年僅かに増加し、令和4年度末の県内のケアマネジャー登録者数は7,531人となっておりますが、近年、受験資格の変更もあり、受験者数は減少傾向にあります。

令和4年度の介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は746人、うち100名が合格し、合格率は僅か13.4%とのことです。

なお、受験資格の変更前の平成29年度を見ると、受験者数1,606名、合格者数が254名、合格率15.8%であり、令和4年度は、平成29年度と比べると、合格者数が154人も少なくなっております。

受験資格については、医療・福祉・介護分野で特定の資格を保持し、実務経験が5年以上あることなどの条件があり、この5年の条件のハードルが高過ぎるとの意見が多数聞かれております。

では、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件について、人材確保の観点から見直しが必要だと考えますが、県の見解を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） お尋ねの、いわゆるケアマネジャー試験につきましては、その資質や専門性の向上を図るため、受験資格の一部改正が行われ、平成30年度から受験対象者が介護福祉士や看護師など、法定資格者等に限定されております。

また、試験は医療・福祉に関する様々な知識が問われ、合格率は例年10%から20%の間で推移しており、大変難しい試験となっております。

この結果、県内事業所で就労するケアマネジャー数は年々減少しており、ケアマネジャーの確保は喫緊の課題であると考えております。

このため県としましては、毎年度、国に対して介護支援専門員の処遇改善と資格取得に当たっての要件緩和をお願いしているところですが、引き続き、他県とも連携を図りながら、様々な機会を通じて要望してまいります。

○日高利夫議員 難関を突破してケアマネジャー資格を保有した場合、ケアマネジャーとして勤務し続けるには、5年間の有効期間内に更新研修を受ける必要がありますが、更新研修を受けずに資格が失効している方が、令和4年度末時点では4,170名もおられます。資格保有者の半数以上が更新研修を受講せずに、資格が失効しているという現状があります。

家庭の事情等で一時期、仕事を離れている方もおられ、そのような方は再研修を受講されますが、令和4年度の再研修受講者は66名と少なく、資格は取ったものの、ケアマネジャーとしては勤務されていない方が多いということでもあります。

更新研修等の法定研修は、最新の情報確認や同じ業務を行う仲間と意見交換を行うことなどにより、スキルアップが図れる大事な場である

反面、例えば、ケアマネジャーの資格を有し、実務経験がある方が更新研修を受講する場合は、合計88時間の受講が必要です。ただし、2回目以降は32時間となるなどの例外もありますが、仕事を続けながらの受講に大きな苦勞が伴うこと、また更新研修で3万円の受講料は大きな負担となると聞いております。

そこで、ケアマネジャーの法定研修受講料を対象とした市町村独自の支援策の現状と、受講料軽減への県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ケアマネジャーは、居宅介護支援事業所等において、要介護者等のケアプランを作成するほか、市町村が運営する地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談や介護予防事業の運営に携わるなど、介護保険制度の中核を担っており、その確保については、各市町村において重要な課題であると考えております。

また、負担感が大きいとされる法定研修受講料については、県内では2つの自治体が助成を行っております。

県としましては、法定研修への参加に係る時間的・経済的負担を軽減するため、今年度よりオンライン形式での研修を実施しております。

ケアマネジャーの負担軽減は大変重要であると認識しておりますので、引き続き、研修実施機関である宮崎県介護支援専門員協会と連携しながら検討してまいります。

○日高利夫議員 では次に、介護予防事業についてお伺いします。

県高齢者保健福祉計画では、要支援・要介護認定者数は、令和5年度に6万1,491人、令和22年度には7万6,630人と、1.25倍に増加すると推計しています。

同じく介護保険給付費は、令和5年度には約1,072億円、令和22年度には1.26倍の約1,348億円に増加すると推計しております。

介護を必要とする高齢者は当面の間、増加する一方、少子高齢化の進行で、介護従事者の確保が困難な状況は続きます。

国においては、ロボットやICT、AIを活用した生産性向上の方針も打ち出されておりますが、介護予防により高齢者ができる限り自立した生活を目指すことが大事です。

では、運動を通じた高齢者の介護予防に向けた市町村の取組について、現状を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村による高齢者の介護予防に関する事業のうち、運動を主体としたものにつきましては、「通いの場」における運動教室と、「総合事業C型サービス」があります。

まず、通いの場における運動教室では、ストレッチや健康体操などが県内全ての市町村で行われており、令和3年度の実参加者数は2万6,688人となっております。

また、総合事業C型サービスは、保健や医療分野の専門職が関与しながら、3か月から6か月ほどの期間に、運動機能や口腔機能等の回復訓練を行うものであり、12市町が通所型を、10市町が訪問型を実施しております。

○日高利夫議員 県内各市町村も、独自にサポーターを養成するなど、試行錯誤しながら通いの場を活用した運動教室や総合事業C型サービスに取り組んでいるようですが、さらなる介護予防事業の推進が重要と考えます。

では、県は市町村が行っている介護予防の取組をどう評価し、支援していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 高齢者が通いの場を活用して楽しみながら運動に取り組み、総合事業C型サービスによって機能回復を行うなど、市町村による介護予防の取組は、高齢者の健康維持・増進を図るため大変重要であると考えております。

このため県では、市町村や地域包括支援センターの職員が、介護予防のケアマネジメントについて先進的な取組を行っている県内市町村から、直接学ぶことのできる研修機会を設けるとともに、市町村が行う介護予防事業への理学療法士や栄養士等の専門職派遣など、市町村支援を実施しております。

県としましては、今後とも、高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、市町村による介護予防の取組を支援してまいります。

○日高利夫議員 介護認定者は増加の一途であるにもかかわらず、介護従事者は将来的には大きく不足する事態が想定されております。日本全国、どの職種も将来的な人材不足は解消されない状態が続くでしょう。

外国人材に頼るか、介護ロボットやAI化による働き方改革ももちろんであります。根本的には要介護認定者を増やさない努力、1年でも介護度が上がる時期を遅らせる対策が重要であるはずです。

県は、いま一度、運動教室等による介護予防事業を県民運動として、全県下に推奨するなど、この点を講じていただくよう、この点を強く要望し、次の質問に移ります。

最後は、株式会社ロームの本県立地に向けた支援についてお伺いします。

世界最大級のTSMC熊本進出、国家プロジェクトと言われるラピダス半導体新工場の北海道建設、そして本県国富町へのローム株式会

社の立地。かつては世界最高峰の半導体国家であった日本が、再び世界の半導体国家を目指して歩き出し始めようとしております。

ロームの立地は、大企業立地の少ない本県にあつては、宮崎キャノンや宮崎日機装以来の大型企業の進出であり、本県経済に与える影響は極めて大きく、県民の期待も高いものがあります。

来年の12月には操業開始との計画です。時間がありません。山積する課題をいかにスピーディーに解決していくか、全力で立地を支援する必要がありますと考えます。

一方、半導体産業では、専門的な知識や技術を有するエンジニアの不足が深刻化しつつあると聞いており、県内でいかに人材を育成し、確保していくのが課題とのことです。

将来的な半導体専門人材の育成には、宮崎大学などの教育機関も含め、産業界、国や県などの支援と、産学官が連携して取り組むことが必要、重要ではないかと思えます。

そこで、今後の半導体人材育成にどのように取り組んでいくのか、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 半導体人材の育成については、九州地域における半導体人材の育成確保を目的に、昨年3月、国が設立した産学官で構成する「九州半導体人材育成等コンソーシアム」に本県も参画しております。

このコンソーシアムでは、理工学生を対象とするカリキュラムのほか、小中学生や保護者に向けた半導体関連事業の魅力発信の在り方などについて、九州各県と連携しながら検討を行っております。

また、県内の半導体関連企業が必要とする人

材の育成確保には、これまで以上に取り組む必要がありますので、半導体に特化したプログラムを創設される宮崎大学などと、産学官で構成する推進体制の整備に向け、準備を進めているところであります。

○日高利夫議員 次に、道路整備について伺います。

県道高鍋高岡線は、国富から高岡までは2車線で整備されており、本庄橋も架け替えられましたので、大型車の通行が多くなっていると感じております。

特に、高岡から国富に入る峠の下りの坂道はスピードが出やすく、見通しが悪いカーブがあり危険であるために、地元からもぜひ改良してほしいとお願ひしてきたところです。

このカーブを、県では嵐田工区として事業を進めていると聞いております。

そこで、県道高鍋高岡線の嵐田工区の道路整備について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道高鍋高岡線につきましては、高鍋町から宮崎市高岡町を結ぶ幹線道路であり、産業振興はもとより、沿線住民の生活を支える大変重要な道路であります。

議員お尋ねの嵐田工区につきましては、大型車の通行が多く、カーブ区間の走行時の安全性を確保するため、令和2年度に事業着手したところであり、これまでに測量や設計を行い、工事に必要な約3割の用地を取得したところであります。

今後とも、地元の皆様の協力をいただきながら、早期の工事着手に向け、取り組んでまいります。

○日高利夫議員 当該カーブはローム立地予定地から約2キロの地点ですが、過去には複数回

の交通事故が発生したカーブでもあります。操業開始に向けた準備に大型車両等の通行が予測され、将来的な通勤路ともなるでしょう。早期完成を要望しておきます。私も地元ですので、一緒になって頑張りたいと思います。頼みます。よろしくお願いします。

次に、県道南俣宮崎線の嵐田交差点付近の付け替え道路で行われている工事について伺います。

現在、付け替え道路は通行止めとなっておりますが、地元の生活道路としても利用されるため、早期整備が望まれています。

そこで、県道南俣宮崎線の嵐田交差点付近における付け替え道路の工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 議員お尋ねの道路につきましては、県道南俣宮崎線のバイパス整備に伴い、町道下田尻嵐田線として、国富町に移管する予定の道路であり、交通の安全性を確保するため、県道高鍋高岡線と立体交差させる計画としております。

本庄橋の架け替え工事を行うため、この道路は通行止めとしておりますが、本庄橋の整備がおおむね完了したことから、今年度からは、排水工事や舗装工事などの立体交差部の工事に着手することとしております。

この道路は、沿線住民の生活道路として必要な道路でありますことから、引き続き、早期整備に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 本庄橋のたもとにある嵐田交差点は、国富町内でも朝の通勤時に最も混雑する交差点であります。この付け替え道路が開通すれば、交差点のバイパス機能も生かされますので、ロームへのアクセス向上のためにも、早急な供用開始を検討して下さるようお願いし

ておきます。

最後に、県道木脇高岡線のバイパス整備について伺います。

現在、国富町太田原から宮崎市吉野地区を結ぶバイパス整備が行われております。

このバイパスが開通すれば、高速道路へのアクセス性向上や、新相生橋や有田橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和などの効果が期待されておりますが、では、県道木脇高岡線のバイパス工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道木脇高岡線の本庄川を横断するバイパスにつきましては、（仮称）宮王丸橋を含む全体延長2.2キロメートルの整備を進めており、これまでに約700メートルを供用したところであります。

残る約1.5キロメートルにおきましては、令和4年度までに全ての用地取得が完了し、現在、盛土工事等を進めているところであり、今年度から、延長246メートルの宮王丸橋の橋脚工事に着手することとしております。

このバイパスが完成しますと、東九州自動車道へのアクセス性が向上し、物流が効率化され、ひいては産業振興等の効果が期待されるため、今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備に努めて取り組んでまいります。

○日高利夫議員 開通すれば、国富スマートインターチェンジからのロームへのアクセスは格段に向上し、渋滞緩和も大いに期待されます。早期完成を要望しておきます。

各種の報道等によれば、EV（電気自動車）などで使用されるSiC製の次世代パワー半導体は、耐久性や省エネ性能に優れ、世界規模での需要の拡大が期待されております。

ローム社の計画では、2021年度のその生産能

力を2030年度までに35倍に拡大するとの目標を掲げ、世界のトップを目指すとしております。

熊本県や北海道等の状況を注視しながら、あらゆる面から国の支援策も勝ち取っていけるよう、知事を先頭にしっかりと立地を支援していく必要があると思います。

ロームの予定地は、私の自宅から2.5キロ。ジョギングでちょうど5キロの折り返し地点でもあります。人ごとじゃないんです。ロームの立地が宮崎県経済再生の起爆剤となりますようお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会